

0001

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

意思表示・法律行為の検討で、担当者Aは「無効である。」、担当者Bは「取り消すまでは常に有効である。」と説明した。論点「意思能力を欠く法律行為の効力を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「無効である。」。根拠は、民法3条の2により、法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったとき、その法律行為は無効である。

イ．結論は「取り消すまでは常に有効である。」。根拠は、相手方の善意だけで有効化される制度ではない。

ウ．結論は「相手方が善意なら必ず有効である。」。根拠は、成年者でも意思能力を欠けば同条が適用される。

エ．結論は「成年者がした行為であれば意思能力の有無を問わず有効である。」。根拠は、意思能力欠缺は取消しではなく無効の問題である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法3条の2により、法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったとき、その法律行為は無効である。

イ：この選択肢の結論「取り消すまでは常に有効である。」は不適切である。意思能力欠缺は取消しではなく無効の問題である。

ウ：この選択肢の結論「相手方が善意なら必ず有効である。」は不適切である。相手方の善意だけで有効化される制度ではない。

エ：この選択肢の結論「成年者がした行為であれば意思能力の有無を問わず有効である。」は不適切である。成年者でも意思能力を欠けば同条が適用される。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法3条の2により、法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったとき、その法律行為は無効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0002

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

内部研修資料には「相手方が法人なら常に有効である。」との記載があり、別担当者から「無効である。」との指摘があった。意思表示・法律行為の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「当事者が合意していれば必ず有効である。」へ改める。理由は、相手方の属性で公序良俗違反が消えるわけではない。

イ．記載を「無効である。」へ改める。理由は、民法90条は、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為を無効としている。

ウ．記載を「相手方が法人なら常に有効である。」へ改める。理由は、一般的に裁判所の事前許可で有効化する制度ではない。

エ．記載を「裁判所の許可を受ければ当然に有効となる。」へ改める。理由は、私的自治にも公序良俗による限界がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「当事者が合意していれば必ず有効である。」は不適切である。私的自治にも公序良俗による限界がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法90条は、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為を無効としている。

ウ：この選択肢の結論「相手方が法人なら常に有効である。」は不適切である。相手方の属性で公序良俗違反が消えるわけではない。

エ：この選択肢の結論「裁判所の許可を受ければ当然に有効となる。」は不適切である。一般的に裁判所の事前許可で有効化する制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法90条は、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為を無効としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0003

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

意思表示・法律行為について、「Aの意思表示は原則として有効である。」と「表示者が後悔すれば当然に無効となる。」という2つの見解が示された。学習目標「心裡留保の原則と例外を判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「Aの真意と表示が違うため常に無効である。」と判断する。判断根拠：相手方が善意で知ることでもできなかった場合は原則有効である。

イ．「Bの善意・無過失でも常に取り消すことができる。」と判断する。判断根拠：後悔だけで効力は左右されない。

ウ．「Aの意思表示は原則として有効である。」と判断する。判断根拠：民法93条は心裡留保を原則有効とし、相手方が真意でないことを知り又は知ることができたときに限り無効とする。

エ．「表示者が後悔すれば当然に無効となる。」と判断する。判断根拠：心裡留保は当然無効ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「Aの真意と表示が違うため常に無効である。」は不適切である。心裡留保は当然無効ではない。

イ：この選択肢の結論「Bの善意・無過失でも常に取り消すことができる。」は不適切である。相手方が善意で知ることでもできなかった場合は原則有効である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法93条は心裡留保を原則有効とし、相手方が真意でないことを知り又は知ることができたときに限り無効とする。

エ：この選択肢の結論「表示者が後悔すれば当然に無効となる。」は不適切である。後悔だけで効力は左右されない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法93条は心裡留保を原則有効とし、相手方が真意でないことを知り又は知ることができたときに限り無効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0004

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「虚偽表示」を確認したところ、「当事者が通謀しているため必ず有効である。」との処理と「A・B間では無効である。」との処理が併存していた。意思表示・法律行為として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「当事者が通謀しているため必ず有効である。」と判断する。判断根拠：登記の有無だけで通謀虚偽表示が有効化されるわけではない。

イ．「登記をすれば当事者間でも当然に有効となる。」と判断する。判断根拠：代金の記載があっても通謀して真意を欠く表示なら同条の問題となる。

ウ．「代金額を定めていれば真意がなくても必ず有効である。」と判断する。判断根拠：通謀虚偽表示は無効である。

エ．「A・B間では無効である。」と判断する。判断根拠：民法94条1項により、相手方と通じた虚偽の意思表示は無効である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「当事者が通謀しているため必ず有効である。」は不適切である。通謀虚偽表示は無効である。

イ：この選択肢の結論「登記をすれば当事者間でも当然に有効となる。」は不適切である。登記の有無だけで通謀虚偽表示が有効化されるわけではない。

ウ：この選択肢の結論「代金額を定めていれば真意がなくても必ず有効である。」は不適切である。代金の記載があっても通謀して真意を欠く表示なら同条の問題となる。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法94条1項により、相手方と通じた虚偽の意思表示は無効である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法94条1項により、相手方と通じた虚偽の意思表示は無効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0005

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

意思表示・法律行為の判断理由をレビューする。資料には「Cが当事者でないため同条2項の保護対象となる余地はない。」と「Aは、通謀虚偽表示の無効を善意のCに対抗することができない。」の2案がある。論点「虚偽表示の善意第三者保護を判断する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「Aは、通謀虚偽表示の無効を善意のCに対抗することができない。」。根拠は、民法94条2項は、通謀虚偽表示の無効を善意の第三者に対抗できないと定める。

イ．結論は「Cが善意でもAは常に無効に対抗できる。」。根拠は、第三者だからこそ同項の保護が問題となる。

ウ．結論は「Cが当事者でないため同条2項の保護対象となる余地はない。」。根拠は、Aの承諾を要件とする規定ではない。

エ．結論は「Cを保護するには必ずAの承諾が必要である。」。根拠は、善意第三者保護が同項の中心である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法94条2項は、通謀虚偽表示の無効を善意の第三者に対抗できないと定める。

イ：この選択肢の結論「Cが善意でもAは常に無効に対抗できる。」は不適切である。善意第三者保護が同項の中心である。

ウ：この選択肢の結論「Cが当事者でないため同条2項の保護対象となる余地はない。」は不適切である。第三者だからこそ同項の保護が問題となる。

エ：この選択肢の結論「Cを保護するには必ずAの承諾が必要である。」は不適切である。Aの承諾を要件とする規定ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法94条2項は、通謀虚偽表示の無効を善意の第三者に対抗できないと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0006

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

新人研修で「表意者の錯誤は相手方が法人なら問題にならない。」との理解が示され、比較案として「錯誤があれば重要性を問わず必ず無効となる。」と「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な錯誤であれば、一定の要件の下で取り消すことができる。」も提示された。論点「錯誤取消しの基本要件を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「錯誤があれば重要性を問わず必ず無効となる。」へ改める。理由は、民法95条が取消しを認めている。

イ．記載を「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な錯誤であれば、一定の要件の下で取り消すことができる。」へ改める。理由は、現行民法は、重要な錯誤による意思表示を一定の要件の下で取消し得るものとしている。

ウ．記載を「錯誤による取消しは一切認められない。」へ改める。理由は、相手方が法人かどうかは基本要件ではない。

エ．記載を「表意者の錯誤は相手方が法人なら問題にならない。」へ改める。理由は、現行法では錯誤は原則として取消しの問題である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「錯誤があれば重要性を問わず必ず無効となる。」は不適切である。現行法では錯誤は原則として取消しの問題である。

イ：結論と根拠がともに適切である。現行民法は、重要な錯誤による意思表示を一定の要件の下で取消し得るものとしている。

ウ：この選択肢の結論「錯誤による取消しは一切認められない。」は不適切である。民法95条が取消しを認めている。

エ：この選択肢の結論「表意者の錯誤は相手方が法人なら問題にならない。」は不適切である。相手方が法人かどうかは基本要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。現行民法は、重要な錯誤による意思表示を一定の要件の下で取消し得るものとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0007

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

意思表示・法律行為の検討で、担当者Aは「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと。」、担当者Bは「動機は内心の事情なので、どのような場合も錯誤取消の対象にならない。」と説明した。論点「動機の錯誤の要件を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「動機は内心の事情なので、どのような場合も錯誤取消の対象にならない。」。根拠は、相手方の属性で表示要件が消えるわけではない。

イ．結論は「相手方が土地の所有者であれば動機の表示は不要である。」。根拠は、支払後であることだけで錯誤取消しが全面的に禁止されるわけではない。

ウ．結論は「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたこと。」。根拠は、基礎事情の錯誤では、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていることが要件となる。

エ．結論は「代金を支払った後は錯誤の主張が法律上一切禁止される。」。根拠は、動機の錯誤も要件を満たせば取消し得る。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「動機は内心の事情なので、どのような場合も錯誤取消の対象にならない。」は不適切である。動機の錯誤も要件を満たせば取消し得る。

イ：この選択肢の結論「相手方が土地の所有者であれば動機の表示は不要である。」は不適切である。相手方の属性で表示要件が消えるわけではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。基礎事情の錯誤では、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていることが要件となる。

エ：この選択肢の結論「代金を支払った後は錯誤の主張が法律上一切禁止される。」は不適切である。支払後であることだけで錯誤取消しが全面的に禁止されるわけではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。基礎事情の錯誤では、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていることが要件となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0008

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

内部研修資料には「詐欺による意思表示は常に有効で取消しできない。」との記載があり、別担当者から「取り消すことができる。」との指摘があった。意思表示・法律行為の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「当然に無効である。」へ改める。理由は、民法が取消権を認めている。

イ．記載を「詐欺による意思表示は常に有効で取消しできない。」へ改める。理由は、刑事手続は民事上の取消しの成立要件ではない。

ウ．記載を「刑事告訴をしなければ民事上取消しできない。」へ改める。理由は、詐欺は当然無効ではなく取消しの対象である。

エ．記載を「取り消すことができる。」へ改める。理由は、民法96条1項により、詐欺又は強迫による意思表示は取り消すことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「当然に無効である。」は不適切である。詐欺は当然無効ではなく取消しの対象である。

イ：この選択肢の結論「詐欺による意思表示は常に有効で取消しできない。」は不適切である。民法が取消権を認めている。

ウ：この選択肢の結論「刑事告訴をしなければ民事上取消しできない。」は不適切である。刑事手続は民事上の取消しの成立要件ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法96条1項により、詐欺又は強迫による意思表示は取り消すことができる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法96条1項により、詐欺又は強迫による意思表示は取り消すことができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0009

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

意思表示・法律行為について、「Bがその詐欺の事実を知り、又は知ることができたこと。」と「第三者による詐欺は民法上まったく考慮されない。」という2つの見解が示された。学習目標「第三者詐欺の要件を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「Bがその詐欺の事実を知り、又は知ることができたこと。」と判断する。判断根拠：民法96条2項は、第三者による詐欺の場合、相手方がその事実を知り又は知ることができたときに限り取消しを認める。

イ．「Cが詐欺をした以上、Bの認識を問わず必ず取り消せる。」と判断する。判断根拠：第三者詐欺では相手方保護との調整がある。

ウ．「Bが善意であってもAは当然に無効を主張できる。」と判断する。判断根拠：第三者詐欺にも規定がある。

エ．「第三者による詐欺は民法上まったく考慮されない。」と判断する。判断根拠：相手方の認識可能性が要件となる。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法96条2項は、第三者による詐欺の場合、相手方がその事実を知り又は知ることができたときに限り取消しを認める。

イ：この選択肢の結論「Cが詐欺をした以上、Bの認識を問わず必ず取り消せる。」は不適切である。相手方の認識可能性が要件となる。

ウ：この選択肢の結論「Bが善意であってもAは当然に無効を主張できる。」は不適切である。第三者詐欺では相手方保護との調整がある。

エ：この選択肢の結論「第三者による詐欺は民法上まったく考慮されない。」は不適切である。第三者詐欺にも規定がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法96条2項は、第三者による詐欺の場合、相手方がその事実を知り又は知ることができたときに限り取消しを認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0010

民法総則・契約 > 意思表示・法律行為 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「取消しの効果」を確認したところ、「取消し時から将来に向かってのみ無効となる。」との処理と「初めから無効であったものとみなされる。」との処理が併存していた。意思表示・法律行為として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「取消し時から将来に向かってのみ無効となる。」と判断する。判断根拠：取消し後も有効という扱いではない。

イ．「初めから無効であったものとみなされる。」と判断する。判断根拠：民法121条により、取り消された行為は初めから無効であったものとみなされる。

ウ．「取消し後も必ず完全に有効なままである。」と判断する。判断根拠：取消権の行使は必ずしも訴訟による必要はない。

エ．「裁判所の判決がなければ取消しの効果は絶対に生じない。」と判断する。判断根拠：取消しの効果は原則として遡及する。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「取消し時から将来に向かってのみ無効となる。」は不適切である。取消しの効果は原則として遡及する。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法121条により、取り消された行為は初めから無効であったものとみなされる。

ウ：この選択肢の結論「取消し後も必ず完全に有効なままである。」は不適切である。取消し後も有効という扱いではない。

エ：この選択肢の結論「裁判所の判決がなければ取消しの効果は絶対に生じない。」は不適切である。取消権の行使は必ずしも訴訟による必要はない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法121条により、取り消された行為は初めから無効であったものとみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0011

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

代理の判断理由をレビューする。資料には「相手方だけに効力が生ずる。」と「本人に直接その効力が生ずる。」の2案がある。論点「代理行為の基本効果を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「代理人だけに効力が生ずる。」。根拠は、相手方だけに効果が生じる制度ではない。

イ．結論は「相手方だけに効力が生ずる。」。根拠は、適法な代理行為について毎回事後承認を要するわけではない。

ウ．結論は「本人に直接その効力が生ずる。」。根拠は、民法99条により、代理人が権限内で本人のためにすることを示してした意思表示は本人に直接効力を生ずる。

エ．結論は「本人が契約後に毎回書面承認しなければ一切効力が生じない。」。根拠は、代理制度は本人に効果を帰属させる仕組みである。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「代理人だけに効力が生ずる。」は不適切である。代理制度は本人に効果を帰属させる仕組みである。

イ：この選択肢の結論「相手方だけに効力が生ずる。」は不適切である。相手方だけに効果が生じる制度ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法99条により、代理人が権限内で本人のためにすることを示してした意思表示は本人に直接効力を生ずる。

エ：この選択肢の結論「本人が契約後に毎回書面承認しなければ一切効力が生じない。」は不適切である。適法な代理行為について毎回事後承認を要するわけではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法99条により、代理人が権限内で本人のためにすることを示してした意思表示は本人に直接効力を生ずる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0012

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

新人研修で「相手方の認識にかかわらず必ず本人に効果が帰属する。」との理解が示され、比較案として「必ず本人のためにしたものとみなされる。」と「代理人が自己のためにしたものとみなされる。」も提示された。論点「顕名を欠く代理行為を判断する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「必ず本人のためにしたものとみなされる。」へ改める。理由は、当然無効とする規定ではない。

イ．記載を「意思表示は当然に無効となる。」へ改める。理由は、相手方が代理行為と知り又は知ることができた場合には例外がある。

ウ．記載を「相手方の認識にかかわらず必ず本人に効果が帰属する。」へ改める。理由は、顕名を欠く場合の原則は本人帰属ではない。

エ．記載を「代理人が自己のためにしたものとみなされる。」へ改める。理由は、民法100条は、本人のためにすることを示さない意思表示を原則として代理人自身のためにしたものとみなす。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「必ず本人のためにしたものとみなされる。」は不適切である。顕名を欠く場合の原則は本人帰属ではない。

イ：この選択肢の結論「意思表示は当然に無効となる。」は不適切である。当然無効とする規定ではない。

ウ：この選択肢の結論「相手方の認識にかかわらず必ず本人に効果が帰属する。」は不適切である。相手方が代理行為と知り又は知ることができた場合には例外がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法100条は、本人のためにすることを示さない意思表示を原則として代理人自身ののためにしたものとみなす。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法100条は、本人のためにすることを示さない意思表示を原則として代理人自身ののためにしたものとみなす。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0013

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

代理の検討で、担当者Aは「その行為は、代理人が制限行為能力者であることを理由としては取り消すことができない。」、担当者Bは「代理人が未成年者なら代理行為は常に無効である。」と説明した。論点「制限行為能力者が代理人となる場合を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「その行為は、代理人が制限行為能力者であることを理由としては取り消すことができない。」。根拠は、民法102条は、制限行為能力者が代理人としてした行為を、その行為能力の制限によっては原則として取り消せないとする。

イ．結論は「代理人が未成年者なら代理行為は常に無効である。」。根拠は、制限行為能力者も代理人となり得る。

ウ．結論は「制限行為能力者は代理人になることが法律上一切できない。」。根拠は、本人への効果帰属と代理人自身の行為能力は区別する。

エ．結論は「代理人の行為能力制限は必ず本人の契約を無効にする。」。根拠は、未成年者であることだけで代理行為が無効になるわけではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法102条は、制限行為能力者が代理人としてした行為を、その行為能力の制限によっては原則として取り消せないとする。

イ：この選択肢の結論「代理人が未成年者なら代理行為は常に無効である。」は不適切である。未成年者であることだけで代理行為が無効になるわけではない。

ウ：この選択肢の結論「制限行為能力者は代理人になることが法律上一切できない。」は不適切である。制限行為能力者も代理人となり得る。

エ：この選択肢の結論「代理人の行為能力制限は必ず本人の契約を無効にする。」は不適切である。本人への効果帰属と代理人自身の行為能力は区別する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法102条は、制限行為能力者が代理人としてした行為を、その行為能力の制限によっては原則として取り消せないとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0014

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

内部研修資料には「代理人の私的目的は民法上まったく考慮されない。」との記載があり、別担当者から「代理権を有しない者がした行為とみなされる。」との指摘があった。代理の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「権限内の行為なので相手方の認識に関係なく必ず本人に効力が生ずる。」へ改める。理由は、代理権濫用に関する明文規定がある。

イ．記載を「代理権を有しない者がした行為とみなされる。」へ改める。理由は、民法107条により、自己又は第三者の利益を図る目的で代理権を行使し、相手方がその目的を知り又は知ることができたときは無権代理行為とみなされる。

ウ．記載を「代理人の私的目的は民法上まったく考慮されない。」へ改める。理由は、直ちに代理人個人の契約へ転換する規定ではない。

エ．記載を「契約は当然に代理人個人の契約となる。」へ改める。理由は、相手方が目的を知る場合には本人保護が図られる。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「権限内の行為なので相手方の認識に関係なく必ず本人に効力が生ずる。」は不適切である。相手方が目的を知る場合には本人保護が図られる。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法107条により、自己又は第三者の利益を図る目的で代理権を行使し、相手方がその目的を知り又は知ることができたときは無権代理行為とみなされる。

ウ：この選択肢の結論「代理人の私的目的は民法上まったく考慮されない。」は不適切である。代理権濫用に関する明文規定がある。

エ：この選択肢の結論「契約は当然に代理人個人の契約となる。」は不適切である。直ちに代理人個人の契約へ転換する規定ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法107条により、自己又は第三者の利益を図る目的で代理権を行使し、相手方がその目的を知り又は知ることができたときは無権代理行為とみなされる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0015

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

代理について、「無権代理行為とみなされるが、本人があらかじめ許諾した行為などには例外がある。」と「債務の履行であっても必ず禁止される。」という2つの見解が示された。学習目標「自己契約・双方代理の原則を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「双方代理はどのような場合も完全に自由である。」と判断する。判断根拠：無権代理とみなすため本人の追認余地がある。
- イ．「双方代理は常に絶対的無効で追認もできない。」と判断する。判断根拠：債務の履行は例外として挙げられる。
- ウ．「無権代理行為とみなされるが、本人があらかじめ許諾した行為などには例外がある。」と判断する。判断根拠：民法108条は自己契約・双方代理を原則として無権代理行為とみなし、債務の履行や本人の事前許諾等を例外とする。
- エ．「債務の履行であっても必ず禁止される。」と判断する。判断根拠：利益相反防止のため原則制限される。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「双方代理はどのような場合も完全に自由である。」は不適切である。利益相反防止のため原則制限される。
- イ：この選択肢の結論「双方代理は常に絶対的無効で追認もできない。」は不適切である。無権代理とみなすため本人の追認余地がある。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。民法108条は自己契約・双方代理を原則として無権代理行為とみなし、債務の履行や本人の事前許諾等を例外とする。
- エ：この選択肢の結論「債務の履行であっても必ず禁止される。」は不適切である。債務の履行は例外として挙げられる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法108条は自己契約・双方代理を原則として無権代理行為とみなし、債務の履行や本人の事前許諾等を例外とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0016

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「表見代理」を確認したところ、「無権代理人の相続」との処理と「権限外の行為の表見代理」との処理が併存していた。代理として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「無権代理人の相続」と判断する。判断根拠：債権者代位権とは異なる。
- イ．「債権者代位権」と判断する。判断根拠：詐害行為取消権とも異なる。
- ウ．「詐害行為取消権」と判断する。判断根拠：相続の問題ではない。
- エ．「権限外の行為の表見代理」と判断する。判断根拠：民法110条は、基本代理権がある者の権限外行為について、相手方に正当理由がある場合の表見代理を定める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「無権代理人の相続」は不適切である。相続の問題ではない。
- イ：この選択肢の結論「債権者代位権」は不適切である。債権者代位権とは異なる。
- ウ：この選択肢の結論「詐害行為取消権」は不適切である。詐害行為取消権とも異なる。
- エ：結論と根拠がともに適切である。民法110条は、基本代理権がある者の権限外行為について、相手方に正当理由がある場合の表見代理を定める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法110条は、基本代理権がある者の権限外行為について、相手方に正当理由がある場合の表見代理を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0017

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

代理の判断理由をレビューする。資料には「本人の住所変更だけ」と「本人の死亡、代理人の死亡、委任の終了など」の2案がある。論点「代理権消滅事由を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「本人の死亡、代理人の死亡、委任の終了など」。根拠は、民法111条は本人・代理人の死亡等を代理権の消滅事由とし、委任による代理権は委任の終了によっても消滅する。

イ．結論は「相手方が契約条件を気に入らないことだけ」。根拠は、住所変更だけでは当然に代理権は消滅しない。

ウ．結論は「本人の住所変更だけ」。根拠は、給与変動も法定消滅事由ではない。

エ．結論は「代理人の給与が上がったことだけ」。根拠は、相手方の感情は法定消滅事由ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法111条は本人・代理人の死亡等を代理権の消滅事由とし、委任による代理権は委任の終了によっても消滅する。

イ：この選択肢の結論「相手方が契約条件を気に入らないことだけ」は不適切である。相手方の感情は法定消滅事由ではない。

ウ：この選択肢の結論「本人の住所変更だけ」は不適切である。住所変更だけでは当然に代理権は消滅しない。

エ：この選択肢の結論「代理人の給与が上がったことだけ」は不適切である。給与変動も法定消滅事由ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法111条は本人・代理人の死亡等を代理権の消滅事由とし、委任による代理権は委任の終了によっても消滅する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0018

民法総則・契約 > 代理 | 難易度：基礎

新人研修で「無権代理行為は本人が追認しても絶対に効力を生じない。」との理解が示され、比較案として「無権代理でも常に当然に本人に効力が生ずる。」と「本人が追認しない限り、本人に対して効力を生じない。」も提示された。論点「無権代理と追認を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「無権代理でも常に当然に本人に効力が生ずる。」へ改める。理由は、相手方の善意だけで当然に有効化されるわけではない。

イ．記載を「本人が追認しない限り、本人に対して効力を生じない。」へ改める。理由は、民法113条は、無権代理人がした契約は本人が追認しなければ本人に効力を生じないと定める。

ウ．記載を「相手方が善意なら本人の追認は一切不要である。」へ改める。理由は、本人は追認により効果を帰属させることができる。

エ．記載を「無権代理行為は本人が追認しても絶対に効力を生じない。」へ改める。理由は、無権代理の原則は本人への効果不帰属である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「無権代理でも常に当然に本人に効力が生ずる。」は不適切である。無権代理の原則は本人への効果不帰属である。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法113条は、無権代理人がした契約は本人が追認しなければ本人に効力を生じないと定める。

ウ：この選択肢の結論「相手方が善意なら本人の追認は一切不要である。」は不適切である。相手方の善意だけで当然に有効化されるわけではない。

エ：この選択肢の結論「無権代理行為は本人が追認しても絶対に効力を生じない。」は不適切である。本人は追認により効果を帰属させることができる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法113条は、無権代理人がした契約は本人が追認しなければ本人に効力を生じないと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0019

民法総則・契約 > 時効 | 難易度：基礎

時効の検討で、担当者Aは「5年間」、担当者Bは「1年間」と説明した。論点「消滅時効の主観的期間を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「1年間」。根拠は、10年は客観的期間の基本である。

イ．結論は「10年間」。根拠は、20年ではない。

ウ．結論は「5年間」。根拠は、民法166条1項1号により、債権は権利を行使できることを知った時から5年間行使しないとき時効により消滅する。

エ．結論は「20年間」。根拠は、一般債権の主観的期間は1年ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「1年間」は不適切である。一般債権の主観的期間は1年ではない。

イ：この選択肢の結論「10年間」は不適切である。10年は客観的期間の基本である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法166条1項1号により、債権は権利を行使できることを知った時から5年間行使しないとき時効により消滅する。

エ：この選択肢の結論「20年間」は不適切である。20年ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法166条1項1号により、債権は権利を行使できることを知った時から5年間行使しないとき時効により消滅する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0020

民法総則・契約 > 時効 | 難易度：基礎

内部研修資料には「契約締結時から3年間」との記載があり、別担当者から「権利を行使することができる時から10年間」との指摘があった。時効の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「権利発生時から1年間」へ改める。理由は、3年ではない。

イ．記載を「契約締結時から3年間」へ改める。理由は、30年ではない。

ウ．記載を「権利を行使することができる時から30年間」へ改める。理由は、1年ではない。

エ．記載を「権利を行使することができる時から10年間」へ改める。理由は、民法166条1項2号は、権利を行使することができる時から10年間行使しない場合の消滅時効を定める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「権利発生時から1年間」は不適切である。1年ではない。

イ：この選択肢の結論「契約締結時から3年間」は不適切である。3年ではない。

ウ：この選択肢の結論「権利を行使することができる時から30年間」は不適切である。30年ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法166条1項2号は、権利を行使することができる時から10年間行使しない場合の消滅時効を定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法166条1項2号は、権利を行使することができる時から10年間行使しない場合の消滅時効を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0021

民法総則・契約 > 時効 | 難易度：標準

時効について、「時効は、当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と「時効完成後も援用という制度は存在しない。」という2つの見解が示された。学習目標「時効援用を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「時効は、当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と判断する。判断根拠：民法145条は、時効は当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判することができないと定める。
- イ．「期間が満了すれば裁判所が当事者の主張なしに必ず時効を適用する。」と判断する。判断根拠：国だけに限定されない。
- ウ．「時効の援用は国だけができる。」と判断する。判断根拠：援用制度が明文で定められている。
- エ．「時効完成後も援用という制度は存在しない。」と判断する。判断根拠：時効には援用が必要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。民法145条は、時効は当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判することができないと定める。
 - イ：この選択肢の結論「期間が満了すれば裁判所が当事者の主張なしに必ず時効を適用する。」は不適切である。時効には援用が必要である。
 - ウ：この選択肢の結論「時効の援用は国だけができる。」は不適切である。国だけに限定されない。
 - エ：この選択肢の結論「時効完成後も援用という制度は存在しない。」は不適切である。援用制度が明文で定められている。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法145条は、時効は当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判することができないと定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0022

民法総則・契約 > 時効 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「時効利益」を確認したところ、「契約自由の原則により常に有効である。」との処理と「時効の利益はあらかじめ放棄することができない。」との処理が併存していた。時効として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「契約自由の原則により常に有効である。」と判断する。判断根拠：法人がどうかで事前放棄可能になるわけではない。
- イ．「時効の利益はあらかじめ放棄することができない。」と判断する。判断根拠：民法146条は、時効の利益をあらかじめ放棄することを禁止している。
- ウ．「法人債務者なら必ず事前放棄できる。」と判断する。判断根拠：貸金債権にも時効制度は適用される。
- エ．「貸金契約では民法の時効規定が適用されない。」と判断する。判断根拠：契約自由にも強行的な制約がある。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「契約自由の原則により常に有効である。」は不適切である。契約自由にも強行的な制約がある。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。民法146条は、時効の利益をあらかじめ放棄することを禁止している。
 - ウ：この選択肢の結論「法人債務者なら必ず事前放棄できる。」は不適切である。法人がどうかで事前放棄可能になるわけではない。
 - エ：この選択肢の結論「貸金契約では民法の時効規定が適用されない。」は不適切である。貸金債権にも時効制度は適用される。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法146条は、時効の利益をあらかじめ放棄することを禁止している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0023

民法総則・契約 > 時効 | 難易度：標準

時効の判断理由をレビューする。資料には「時効は必ず契約締結時から固定され再進行しない。」と「債務の承認により時効が更新され、新たに時効期間が進行する。」の2案がある。論点「承認による時効更新を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「一部弁済は時効に一切影響しない。」。根拠は、更新後は新たに進行する。

イ．結論は「時効は必ず契約締結時から固定され再進行しない。」。根拠は、承認は債務消滅事由ではない。

ウ．結論は「債務の承認により時効が更新され、新たに時効期間が進行する。」。根拠は、民法152条は、権利の承認があったときはその時から新たに時効の進行を始めると定める。

エ．結論は「承認すると債務自体が消滅する。」。根拠は、承認は時効更新事由である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「一部弁済は時効に一切影響しない。」は不適切である。承認は時効更新事由である。

イ：この選択肢の結論「時効は必ず契約締結時から固定され再進行しない。」は不適切である。更新後は新たに進行する。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法152条は、権利の承認があったときはその時から新たに時効の進行を始めると定める。

エ：この選択肢の結論「承認すると債務自体が消滅する。」は不適切である。承認は債務消滅事由ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法152条は、権利の承認があったときはその時から新たに時効の進行を始めると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0024

民法総則・契約 > 時効 | 難易度：標準

新人研修で「占有による取得時効は民法上認められていない。」との理解が示され、比較案として「常に1年間である。」と「20年間。ただし占有開始時に善意かつ無過失であれば10年間となる。」も提示された。論点「取得時効の基本を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「常に1年間である。」へ改める。理由は、善意・無過失なら短期10年がある。

イ．記載を「善意であっても必ず30年間必要である。」へ改める。理由は、取得時効制度は民法に存在する。

ウ．記載を「占有による取得時効は民法上認められていない。」へ改める。理由は、1年ではない。

エ．記載を「20年間。ただし占有開始時に善意かつ無過失であれば10年間となる。」へ改める。理由は、民法162条は原則20年、占有開始時に善意・無過失なら10年の取得時効を定める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「常に1年間である。」は不適切である。1年ではない。

イ：この選択肢の結論「善意であっても必ず30年間必要である。」は不適切である。善意・無過失なら短期10年がある。

ウ：この選択肢の結論「占有による取得時効は民法上認められていない。」は不適切である。取得時効制度は民法に存在する。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法162条は原則20年、占有開始時に善意・無過失なら10年の取得時効を定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法162条は原則20年、占有開始時に善意・無過失なら10年の取得時効を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0025

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

契約・金銭消費貸借の検討で、担当者Aは「法令に特別の定めがある場合を除き、契約を締結するか、誰と、どのような内容で契約するかを自由に決定できる。」、担当者Bは「契約の内容はすべて国が個別に決めなければならない。」と説明した。論点「契約自由の原則を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「法令に特別の定めがある場合を除き、契約を締結するか、誰と、どのような内容で契約するかを自由に決定できる。」。根拠は、民法521条は契約締結・相手方選択・内容決定の自由を基本原則として示すが、法令による制限は受ける。
- イ．結論は「契約の内容はすべて国が個別に決めなければならない。」。根拠は、契約相手方も原則自由に選べる。
- ウ．結論は「当事者は契約相手を選ぶことが一切できない。」。根拠は、公序良俗や強行法規などによる限界がある。
- エ．結論は「契約自由には法律上の制限が一切ない。」。根拠は、私的自治が基本である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。民法521条は契約締結・相手方選択・内容決定の自由を基本原則として示すが、法令による制限は受ける。
- イ：この選択肢の結論「契約の内容はすべて国が個別に決めなければならない。」は不適切である。私的自治が基本である。
- ウ：この選択肢の結論「当事者は契約相手を選ぶことが一切できない。」は不適切である。契約相手方も原則自由に選べる。
- エ：この選択肢の結論「契約自由には法律上の制限が一切ない。」は不適切である。公序良俗や強行法規などによる限界がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法521条は契約締結・相手方選択・内容決定の自由を基本原則として示すが、法令による制限は受ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0026

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

- 内部研修資料には「当事者が合意しても目的物の引渡しまで一切成立しない。」との記載があり、別担当者から「申込みに対して相手方が承諾したときに成立する。」との指摘があった。契約・金銭消費貸借の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。
- ア．記載を「契約は必ず公正証書を作成しなければ成立しない。」へ改める。理由は、諾成契約は合意で成立する。
- イ．記載を「申込みに対して相手方が承諾したときに成立する。」へ改める。理由は、民法522条は、契約は申込みに対して相手方が承諾したときに成立することを基本とする。
- ウ．記載を「当事者が合意しても目的物の引渡しまで一切成立しない。」へ改める。理由は、裁判所の許可が一般的成立要件ではない。
- エ．記載を「契約は必ず裁判所の許可を要する。」へ改める。理由は、一般の契約成立に公正証書は必須ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「契約は必ず公正証書を作成しなければ成立しない。」は不適切である。一般の契約成立に公正証書は必須ではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。民法522条は、契約は申込みに対して相手方が承諾したときに成立することを基本とする。
- ウ：この選択肢の結論「当事者が合意しても目的物の引渡しまで一切成立しない。」は不適切である。諾成契約は合意で成立する。
- エ：この選択肢の結論「契約は必ず裁判所の許可を要する。」は不適切である。裁判所の許可が一般的成立要件ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法522条は、契約は申込みに対して相手方が承諾したときに成立することを基本とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0027

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

契約・金銭消費貸借について、「借主が金銭その他の物を受け取り、種類・品質・数量の同じ物を返還することを約する契約である。」と「金銭は消費貸借の目的物にならない。」という2つの見解が示された。学習目標「消費貸借の基本形を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「借りた物そのものを必ず同一物として返還する契約だけをいう。」と判断する。判断根拠：使用貸借とは別類型である。
- イ．「無償の使用貸借と完全に同じ制度である。」と判断する。判断根拠：金銭は典型的な消費貸借の目的物である。
- ウ．「借主が金銭その他の物を受け取り、種類・品質・数量の同じ物を返還することを約する契約である。」と判断する。判断根拠：民法587条の消費貸借では、受け取った物と同種・同等・同量の物を返還する。
- エ．「金銭は消費貸借の目的物にならない。」と判断する。判断根拠：同一物返還を予定する賃貸借等とは異なる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「借りた物そのものを必ず同一物として返還する契約だけをいう。」は不適切である。同一物返還を予定する賃貸借等とは異なる。
- イ：この選択肢の結論「無償の使用貸借と完全に同じ制度である。」は不適切である。使用貸借とは別類型である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。民法587条の消費貸借では、受け取った物と同種・同等・同量の物を返還する。
- エ：この選択肢の結論「金銭は消費貸借の目的物にならない。」は不適切である。金銭は典型的な消費貸借の目的物である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法587条の消費貸借では、受け取った物と同種・同等・同量の物を返還する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0028

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「書面とする消費貸借」を確認したところ、「金銭の交付前に消費貸借契約が成立することは絶対にない。」との処理と「書面で合意すれば、金銭の交付前でも消費貸借契約を成立させることができる。」との処理が併存していた。契約・金銭消費貸借として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「金銭の交付前に消費貸借契約が成立することは絶対にない。」と判断する。判断根拠：条文は書面を要件としている。
- イ．「口頭で将来の交付を約束すれば民法587条の2の書面要件を当然に満たす。」と判断する。判断根拠：当事者を法人間に限定していない。
- ウ．「書面とする消費貸借は法人間にしか認められない。」と判断する。判断根拠：通常の587条と異なる特則がある。
- エ．「書面で合意すれば、金銭の交付前でも消費貸借契約を成立させることができる。」と判断する。判断根拠：民法587条の2は、書面とする消費貸借について目的物の交付前に契約を成立させる仕組みを定める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「金銭の交付前に消費貸借契約が成立することは絶対にない。」は不適切である。通常の587条と異なる特則がある。
- イ：この選択肢の結論「口頭で将来の交付を約束すれば民法587条の2の書面要件を当然に満たす。」は不適切である。条文は書面を要件としている。
- ウ：この選択肢の結論「書面とする消費貸借は法人間にしか認められない。」は不適切である。当事者を法人間に限定していない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。民法587条の2は、書面とする消費貸借について目的物の交付前に契約を成立させる仕組みを定める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法587条の2は、書面とする消費貸借について目的物の交付前に契約を成立させる仕組みを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0029

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

契約・金銭消費貸借の判断理由をレビューする。資料には「利息を定める合意は民法上一切禁止されている。」と「貸主は、特約がなければ借主に利息を請求することができない。」の2案がある。論点「利息特約の必要性を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「貸主は、特約がなければ借主に利息を請求することができない。」。根拠は、民法589条は、利息の特約がなければ貸主は借主に利息を請求できないとする。
- イ．結論は「消費貸借では特約がなくても必ず年20%の利息が発生する。」。根拠は、適法な範囲で利息特約は可能である。
- ウ．結論は「利息を定める合意は民法上一切禁止されている。」。根拠は、貸金業者でも利息請求の根拠と上限規制が必要である。
- エ．結論は「貸主が金融業者であれば特約なしでも自由な利率を請求できる。」。根拠は、当然利息発生ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。民法589条は、利息の特約がなければ貸主は借主に利息を請求できないとする。
- イ：この選択肢の結論「消費貸借では特約がなくても必ず年20%の利息が発生する。」は不適切である。当然利息発生ではない。
- ウ：この選択肢の結論「利息を定める合意は民法上一切禁止されている。」は不適切である。適法な範囲で利息特約は可能である。
- エ：この選択肢の結論「貸主が金融業者であれば特約なしでも自由な利率を請求できる。」は不適切である。貸金業者でも利息請求の根拠と上限規制が必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法589条は、利息の特約がなければ貸主は借主に利息を請求できないとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0030

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

新人研修で「契約は当然に無効となる。」との理解が示され、比較案として「返還時期を定めていないため貸主は永久に請求できない。」と「貸主は相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。」も提示された。論点「返還時期を定めない消費貸借を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「返還時期を定めていないため貸主は永久に請求できない。」へ改める。理由は、直ちに強制執行できるわけではなく、債務名義等の問題も別にある。
- イ．記載を「貸主は相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。」へ改める。理由は、民法591条1項は返還時期を定めなかったとき、貸主が相当の期間を定めて返還の催告をできると定める。
- ウ．記載を「貸主は予告なく直ちに強制執行できる。」へ改める。理由は、返還時期未定だけで契約は無効にならない。
- エ．記載を「契約は当然に無効となる。」へ改める。理由は、請求不能になるわけではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「返還時期を定めていないため貸主は永久に請求できない。」は不適切である。請求不能になるわけではない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。民法591条1項は返還時期を定めなかったとき、貸主が相当の期間を定めて返還の催告をできると定める。
- ウ：この選択肢の結論「貸主は予告なく直ちに強制執行できる。」は不適切である。直ちに強制執行できるわけではなく、債務名義等の問題も別にある。
- エ：この選択肢の結論「契約は当然に無効となる。」は不適切である。返還時期未定だけで契約は無効にならない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法591条1項は返還時期を定めなかったとき、貸主が相当の期間を定めて返還の催告をできると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0031

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

契約・金銭消費貸借の検討で、担当者Aは「借主はいつでも返還できるが、そのため貸主に損害が生じたときは貸主が損害賠償を請求できる場合がある。」、担当者Bは「借主は期限前に返済することが法律上絶対にできない。」と説明した。論点「期限前返済を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「借主は期限前に返済することが法律上絶対にできない。」。根拠は、一律の倍額支払制度はない。

イ．結論は「期限前返済なら借主は必ず元本の2倍を支払う。」。根拠は、一定の場合に損害賠償の問題が生じ得る。

ウ．結論は「借主はいつでも返還できるが、そのため貸主に損害が生じたときは貸主が損害賠償を請求できる場合がある。」。根拠は、民法591条は借主の期限前返還を認めつつ、貸主に損害が生じた場合の賠償請求を認める。

エ．結論は「貸主に損害が生じても民法上請求の余地は一切ない。」。根拠は、期限前返済を全面禁止していない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「借主は期限前に返済することが法律上絶対にできない。」は不適切である。期限前返済を全面禁止していない。

イ：この選択肢の結論「期限前返済なら借主は必ず元本の2倍を支払う。」は不適切である。一律の倍額支払制度はない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法591条は借主の期限前返還を認めつつ、貸主に損害が生じた場合の賠償請求を認める。

エ：この選択肢の結論「貸主に損害が生じても民法上請求の余地は一切ない。」は不適切である。一定の場合に損害賠償の問題が生じ得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法591条は借主の期限前返還を認めつつ、貸主に損害が生じた場合の賠償請求を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0032

民法総則・契約 > 契約・金銭消費貸借 | 難易度：標準

内部研修資料には「解除すれば貸主の損害の有無を問わず必ず契約金額全額を賠償する。」との記載があり、別担当者から「借主は目的物を受け取るまで契約を解除できるが、貸主に損害が生じた場合は賠償の問題が生じる。」との指摘があった。契約・金銭消費貸借の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「金銭受領前でも借主は絶対に解除できない。」へ改める。理由は、賠償額が常に契約全額になるわけではない。

イ．記載を「解除すれば貸主の損害の有無を問わず必ず契約金額全額を賠償する。」へ改める。理由は、同条に解除規定がある。

ウ．記載を「書面消費貸借には解除という制度が存在しない。」へ改める。理由は、受領前解除の制度がある。

エ．記載を「借主は目的物を受け取るまで契約を解除できるが、貸主に損害が生じた場合は賠償の問題が生じる。」へ改める。理由は、民法587条の2第2項は借主に目的物受領前の解除を認め、貸主に損害があるときの賠償請求を認める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「金銭受領前でも借主は絶対に解除できない。」は不適切である。受領前解除の制度がある。

イ：この選択肢の結論「解除すれば貸主の損害の有無を問わず必ず契約金額全額を賠償する。」は不適切である。賠償額が常に契約全額になるわけではない。

ウ：この選択肢の結論「書面消費貸借には解除という制度が存在しない。」は不適切である。同条に解除規定がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法587条の2第2項は借主に目的物受領前の解除を認め、貸主に損害があるときの賠償請求を認める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法587条の2第2項は借主に目的物受領前の解除を認め、貸主に損害があるときの賠償請求を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0033

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

債務不履行・損害賠償について、「期限が到来した時から履行遅滞となる。」と「債務者が破産した時だけ履行遅滞となる。」という2つの見解が示された。学習目標「履行遅滞の基本を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「期限が到来した時から履行遅滞となる。」と判断する。判断根拠：民法412条1項により、確定期限のある債務は期限到来時から履行遅滞となる。

イ．「債権者が10回催告するまで履行遅滞にならない。」と判断する。判断根拠：期限前から当然に遅滞となるわけではない。

ウ．「契約締結と同時に必ず履行遅滞となる。」と判断する。判断根拠：破産のみが遅滞発生事由ではない。

エ．「債務者が破産した時だけ履行遅滞となる。」と判断する。判断根拠：催告回数を10回とする要件はない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法412条1項により、確定期限のある債務は期限到来時から履行遅滞となる。

イ：この選択肢の結論「債権者が10回催告するまで履行遅滞にならない。」は不適切である。催告回数を10回とする要件はない。

ウ：この選択肢の結論「契約締結と同時に必ず履行遅滞となる。」は不適切である。期限前から当然に遅滞となるわけではない。

エ：この選択肢の結論「債務者が破産した時だけ履行遅滞となる。」は不適切である。破産のみが遅滞発生事由ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法412条1項により、確定期限のある債務は期限到来時から履行遅滞となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0034

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「履行不能」を確認したところ、「履行不能でも現物の履行を必ず強制できる。」との処理と「債権者はその債務の履行を請求することができない。」との処理が併存していた。債務不履行・損害賠償として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「履行不能でも現物の履行を必ず強制できる。」と判断する。判断根拠：帰責事由等を満たせば損害賠償の問題は別途生じ得る。

イ．「債権者はその債務の履行を請求することができない。」と判断する。判断根拠：民法412条の2第1項は、債務の履行が契約その他の債務発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるとき、債権者は履行請求できないとする。

ウ．「履行不能となれば損害賠償の問題も一切生じない。」と判断する。判断根拠：法人にも適用される一般規定である。

エ．「債務者が法人であれば履行不能という概念は適用されない。」と判断する。判断根拠：不能な履行を強制することはできない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「履行不能でも現物の履行を必ず強制できる。」は不適切である。不能な履行を強制することはできない。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法412条の2第1項は、債務の履行が契約その他の債務発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるとき、債権者は履行請求できないとする。

ウ：この選択肢の結論「履行不能となれば損害賠償の問題も一切生じない。」は不適切である。帰責事由等を満たせば損害賠償の問題は別途生じ得る。

エ：この選択肢の結論「債務者が法人であれば履行不能という概念は適用されない。」は不適切である。法人にも適用される一般規定である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法412条の2第1項は、債務の履行が契約その他の債務発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるとき、債権者は履行請求できないとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0035

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

債務不履行・損害賠償の判断理由をレビューする。資料には「債務不履行では損害賠償請求は認められない。」と「債務の本旨に従った履行をしない場合、債務者に帰責事由がないときを除き、債権者は損害賠償を請求できる。」の2案がある。論点「債務不履行による損害賠償の基本要件を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「不履行があれば債務者に一切事情を問わず必ず損害賠償責任が生じる。」。根拠は、民法上の代表的な損害賠償原因である。

イ．結論は「債務不履行では損害賠償請求は認められない。」。根拠は、刑事判決は民事上の要件ではない。

ウ．結論は「債務の本旨に従った履行をしない場合、債務者に帰責事由がないときを除き、債権者は損害賠償を請求できる。」。根拠は、民法415条は債務不履行による損害賠償を定め、契約等に照らし債務者に帰責事由がない場合を除外する。

エ．結論は「損害賠償請求には必ず刑事有罪判決が必要である。」。根拠は、帰責事由の有無を考慮する。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「不履行があれば債務者に一切事情を問わず必ず損害賠償責任が生じる。」は不適切である。帰責事由の有無を考慮する。

イ：この選択肢の結論「債務不履行では損害賠償請求は認められない。」は不適切である。民法上の代表的な損害賠償原因である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法415条は債務不履行による損害賠償を定め、契約等に照らし債務者に帰責事由がない場合を除外する。

エ：この選択肢の結論「損害賠償請求には必ず刑事有罪判決が必要である。」は不適切である。刑事判決は民事上の要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法415条は債務不履行による損害賠償を定め、契約等に照らし債務者に帰責事由がない場合を除外する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0036

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

新人研修で「損害の範囲は債権者が自由に決められる。」との理解が示され、比較案として「特別事情による損害はどのような場合も賠償対象にならない。」と「通常生ずべき損害に加え、特別事情による損害も当事者がその事情を予見すべきであったときは賠償対象となり得る。」も提示された。論点「通常損害と特別損害の範囲を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「特別事情による損害はどのような場合も賠償対象にならない。」へ改める。理由は、通常損害は原則的な賠償範囲である。

イ．記載を「通常損害は一切賠償対象にならない。」へ改める。理由は、一方当事者が自由に決める制度ではない。

ウ．記載を「損害の範囲は債権者が自由に決められる。」へ改める。理由は、特別損害も予見可能性があれば対象となる。

エ．記載を「通常生ずべき損害に加え、特別事情による損害も当事者がその事情を予見すべきであったときは賠償対象となり得る。」へ改める。理由は、民法416条は通常損害と、予見すべき特別事情から生じた損害を賠償範囲とする。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「特別事情による損害はどのような場合も賠償対象にならない。」は不適切である。特別損害も予見可能性があれば対象となる。

イ：この選択肢の結論「通常損害は一切賠償対象にならない。」は不適切である。通常損害は原則的な賠償範囲である。

ウ：この選択肢の結論「損害の範囲は債権者が自由に決められる。」は不適切である。一方当事者が自由に決める制度ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法416条は通常損害と、予見すべき特別事情から生じた損害を賠償範囲とする。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法416条は通常損害と、予見すべき特別事情から生じた損害を賠償範囲とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0037

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

債務不履行・損害賠償の検討で、担当者Aは「原則として法定利率によって損害額を定めるが、約定利率が法定利率を超えるときは約定利率による。」、担当者Bは「債権者は実際の損害額を立証できなければ一切請求できない。」と説明した。論点「金銭債務の遅延損害金を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「原則として法定利率によって損害額を定めるが、約定利率が法定利率を超えるときは約定利率による。」。根拠は、民法419条は金銭債務の不履行について、原則として法定利率、これを超える約定利率がある場合はその利率による損害賠償を定める。

イ．結論は「債権者は実際の損害額を立証できなければ一切請求できない。」。根拠は、遅延損害金の規定がある。

ウ．結論は「金銭債務には遅延損害金という考え方はない。」。根拠は、同条は不可抗力をもって抗弁できない旨も定める。

エ．結論は「債務者は不可抗力を証明すれば常に遅延損害金を免れる。」。根拠は、金銭債務では損害の証明を要しない特則がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法419条は金銭債務の不履行について、原則として法定利率、これを超える約定利率がある場合はその利率による損害賠償を定める。

イ：この選択肢の結論「債権者は実際の損害額を立証できなければ一切請求できない。」は不適切である。金銭債務では損害の証明を要しない特則がある。

ウ：この選択肢の結論「金銭債務には遅延損害金という考え方はない。」は不適切である。遅延損害金の規定がある。

エ：この選択肢の結論「債務者は不可抗力を証明すれば常に遅延損害金を免れる。」は不適切である。同条は不可抗力をもって抗弁できない旨も定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法419条は金銭債務の不履行について、原則として法定利率、これを超える約定利率がある場合はその利率による損害賠償を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0038

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

内部研修資料には「契約解除には常に裁判所の判決が必要である。」との記載があり、別担当者から「相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは契約を解除できる。」との指摘があった。債務不履行・損害賠償の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「一度でも履行が遅れれば催告なしで必ず解除できる。」へ改める。理由は、解除は必ずしも訴訟による必要はない。

イ．記載を「相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは契約を解除できる。」へ改める。理由は、民法541条は、相当期間を定めた履行催告後に履行がない場合の解除を原則として認める。

ウ．記載を「契約解除には常に裁判所の判決が必要である。」へ改める。理由は、解除により契約関係の清算が生じる。

エ．記載を「解除しても契約は将来も完全に有効なままである。」へ改める。理由は、無催告解除には別途要件がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「一度でも履行が遅れれば催告なしで必ず解除できる。」は不適切である。無催告解除には別途要件がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法541条は、相当期間を定めた履行催告後に履行がない場合の解除を原則として認める。

ウ：この選択肢の結論「契約解除には常に裁判所の判決が必要である。」は不適切である。解除は必ずしも訴訟による必要はない。

エ：この選択肢の結論「解除しても契約は将来も完全に有効なままである。」は不適切である。解除により契約関係の清算が生じる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法541条は、相当期間を定めた履行催告後に履行がない場合の解除を原則として認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0039

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

債務不履行・損害賠償について、「法定要件を満たせば、催告をせず直ちに契約を解除できる場合がある。」と「解除制度は金銭債務には存在しない。」という2つの見解が示された。学習目標「無催告解除の場面を判断する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「どのような場合でも必ず1年間の催告期間が必要である。」と判断する。判断根拠：履行不能等も無催告解除事由になり得る。

イ．「履行不能でも催告なし解除は一切認められない。」と判断する。判断根拠：金銭債務を含む契約にも解除制度は適用され得る。

ウ．「法定要件を満たせば、催告をせず直ちに契約を解除できる場合がある。」と判断する。判断根拠：民法542条は、定期行為で期限徒過により契約目的を達成できない場合などに無催告解除を認める。

エ．「解除制度は金銭債務には存在しない。」と判断する。判断根拠：一律1年という期間はない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「どのような場合でも必ず1年間の催告期間が必要である。」は不適切である。一律1年という期間はない。

イ：この選択肢の結論「履行不能でも催告なし解除は一切認められない。」は不適切である。履行不能等も無催告解除事由になり得る。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法542条は、定期行為で期限徒過により契約目的を達成できない場合などに無催告解除を認める。

エ：この選択肢の結論「解除制度は金銭債務には存在しない。」は不適切である。金銭債務を含む契約にも解除制度は適用され得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法542条は、定期行為で期限徒過により契約目的を達成できない場合などに無催告解除を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0040

債権・担保 > 債務不履行・損害賠償 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「解除の効果」を確認したところ、「解除後も受領済み給付を必ずそのまま保持できる。」との処理と「各当事者は相手方を原状に復させる義務を負う。」との処理が併存していた。債務不履行・損害賠償として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「解除後も受領済み給付を必ずそのまま保持できる。」と判断する。判断根拠：損害賠償請求の余地は残る。

イ．「解除すると損害賠償請求権も必ず消滅する。」と判断する。判断根拠：第三者保護の規定がある。

ウ．「解除の効果は第三者の権利を常に害する。」と判断する。判断根拠：解除後は清算関係が生じる。

エ．「各当事者は相手方を原状に復させる義務を負う。」と判断する。判断根拠：民法545条は解除による原状回復義務を定め、解除は損害賠償請求を妨げず、第三者の権利を害することもできない。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「解除後も受領済み給付を必ずそのまま保持できる。」は不適切である。解除後は清算関係が生じる。

イ：この選択肢の結論「解除すると損害賠償請求権も必ず消滅する。」は不適切である。損害賠償請求の余地は残る。

ウ：この選択肢の結論「解除の効果は第三者の権利を常に害する。」は不適切である。第三者保護の規定がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法545条は解除による原状回復義務を定め、解除は損害賠償請求を妨げず、第三者の権利を害することもできない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法545条は解除による原状回復義務を定め、解除は損害賠償請求を妨げず、第三者の権利を害することもできない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0041

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

弁済・充当・相殺の判断理由をレビューする。資料には「弁済しても債権は何ら変化しない。」と「その債権は消滅する。」の2案がある。論点「弁済の効果を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「その債権は消滅する。」。根拠は、民法473条は、債務者が債権者に弁済したとき債権が消滅すると定める。

イ．結論は「債権額が自動的に2倍になる。」。根拠は、弁済により債権は消滅する。

ウ．結論は「弁済しても債権は何ら変化しない。」。根拠は、保証契約が自動成立する制度ではない。

エ．結論は「弁済により必ず新たな保証契約が成立する。」。根拠は、弁済は債権の典型的な消滅原因である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法473条は、債務者が債権者に弁済したとき債権が消滅すると定める。

イ：この選択肢の結論「債権額が自動的に2倍になる。」は不適切である。弁済は債権の典型的な消滅原因である。

ウ：この選択肢の結論「弁済しても債権は何ら変化しない。」は不適切である。弁済により債権は消滅する。

エ：この選択肢の結論「弁済により必ず新たな保証契約が成立する。」は不適切である。保証契約が自動成立する制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法473条は、債務者が債権者に弁済したとき債権が消滅すると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0042

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

新人研修で「第三者弁済は金銭債務では一切認められない。」との理解が示され、比較案として「債務者本人以外の弁済は常に無効である。」と「第三者も弁済することができる。」も提示された。論点「第三者弁済の原則を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「債務者本人以外の弁済は常に無効である。」へ改める。理由は、保証人等による弁済も当然にあり得る。

イ．記載を「第三者も弁済することができる。」へ改める。理由は、民法474条1項は第三者も弁済できることを原則とする。

ウ．記載を「保証人であっても弁済することは禁止される。」へ改める。理由は、金銭債務にも適用される。

エ．記載を「第三者弁済は金銭債務では一切認められない。」へ改める。理由は、第三者弁済制度がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「債務者本人以外の弁済は常に無効である。」は不適切である。第三者弁済制度がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法474条1項は第三者も弁済できることを原則とする。

ウ：この選択肢の結論「保証人であっても弁済することは禁止される。」は不適切である。保証人等による弁済も当然にあり得る。

エ：この選択肢の結論「第三者弁済は金銭債務では一切認められない。」は不適切である。金銭債務にも適用される。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法474条1項は第三者も弁済できることを原則とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0043

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

弁済・充当・相殺の検討で、担当者Aは「債権者が口座に係る払戻請求権を取得した時」、担当者Bは「債務者が振込依頼書を書いた時」と説明した。論点「銀行振込による弁済時期を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「債務者が振込依頼書を書いた時」。根拠は、銀行へ向かっただけでは足りない。
- イ．結論は「債務者が銀行へ向かった時」。根拠は、実際の現金引出しまで待つ必要はない。
- ウ．結論は「債権者が口座に係る払戻請求権を取得した時」。根拠は、民法477条は、口座払込みによる弁済は債権者が払戻請求権を取得した時に効力を生ずるとする。
- エ．結論は「債権者が実際に現金を引き出した時だけ」。根拠は、振込依頼だけでは弁済完成とは限らない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「債務者が振込依頼書を書いた時」は不適切である。振込依頼だけでは弁済完成とは限らない。
 - イ：この選択肢の結論「債務者が銀行へ向かった時」は不適切である。銀行へ向かっただけでは足りない。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。民法477条は、口座払込みによる弁済は債権者が払戻請求権を取得した時に効力を生ずるとする。
 - エ：この選択肢の結論「債権者が実際に現金を引き出した時だけ」は不適切である。実際の現金引出しまで待つ必要はない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法477条は、口座払込みによる弁済は債権者が払戻請求権を取得した時に効力を生ずるとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0044

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

内部研修資料には「債務者が善意でも必ず二重払いしなければならない。」との記載があり、別担当者から「その弁済は有効となる。」との指摘があった。弁済・充当・相殺の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「真の債権者でない以上、どのような場合も弁済は無効である。」へ改める。理由は、善意・無過失なら有効となる。
- イ．記載を「債務者が善意でも必ず二重払いしなければならない。」へ改める。理由は、外観が法的に考慮される。
- ウ．記載を「受領者の外観は民法上一切考慮されない。」へ改める。理由は、取引安全のための例外がある。
- エ．記載を「その弁済は有効となる。」へ改める。理由は、民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意・無過失なら有効とする。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「真の債権者でない以上、どのような場合も弁済は無効である。」は不適切である。取引安全のための例外がある。
 - イ：この選択肢の結論「債務者が善意でも必ず二重払いしなければならない。」は不適切である。善意・無過失なら有効となる。
 - ウ：この選択肢の結論「受領者の外観は民法上一切考慮されない。」は不適切である。外観が法的に考慮される。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意・無過失なら有効とする。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法478条は、受領権者としての外観を有する者への弁済について、弁済者が善意・無過失なら有効とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0045

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

弁済・充当・相殺について、「債務者は弁済時に、どの債務に充当するかを指定できる。」と「貸金業者が存在する場合は裁判所だけが充当先を決める。」という2つの見解が示された。学習目標「弁済充当の指定を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「債務者は弁済時に、どの債務に充当するかを指定できる。」と判断する。判断根拠：民法488条は、複数債務に対する不足弁済について債務者による充当指定を認める。

イ．「債務者は充当先を一切指定できない。」と判断する。判断根拠：必ず新しい債務からという一律規則ではない。

ウ．「必ず最も新しい債務から充当しなければならない。」と判断する。判断根拠：裁判所だけが決める制度ではない。

エ．「貸金業者が存在する場合は裁判所だけが充当先を決める。」と判断する。判断根拠：債務者指定の制度がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法488条は、複数債務に対する不足弁済について債務者による充当指定を認める。
イ：この選択肢の結論「債務者は充当先を一切指定できない。」は不適切である。債務者指定の制度がある。
ウ：この選択肢の結論「必ず最も新しい債務から充当しなければならない。」は不適切である。必ず新しい債務からという一律規則ではない。
エ：この選択肢の結論「貸金業者が存在する場合は裁判所だけが充当先を決める。」は不適切である。裁判所だけが決める制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法488条は、複数債務に対する不足弁済について債務者による充当指定を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0046

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「法定充当」を確認したところ、「弁済そのものが無効となる。」との処理と「民法の法定充当の順位に従って充当される。」との処理が併存していた。弁済・充当・相殺として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「弁済そのものが無効となる。」と判断する。判断根拠：恣意的に債権者へ最不利な債務へ充当する制度ではない。

イ．「民法の法定充当の順位に従って充当される。」と判断する。判断根拠：指定がない場合は民法489条の法定充当ルールにより充当先が決まる。

ウ．「必ず債権者が最も不利になる債務へ充当する。」と判断する。判断根拠：当然に供託扱いになるわけではない。

エ．「充当されず供託されたものとみなされる。」と判断する。判断根拠：弁済自体が無効になるわけではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「弁済そのものが無効となる。」は不適切である。弁済自体が無効になるわけではない。
イ：結論と根拠がともに適切である。指定がない場合は民法489条の法定充当ルールにより充当先が決まる。
ウ：この選択肢の結論「必ず債権者が最も不利になる債務へ充当する。」は不適切である。恣意的に債権者へ最不利な債務へ充当する制度ではない。
エ：この選択肢の結論「充当されず供託されたものとみなされる。」は不適切である。当然に供託扱いになるわけではない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定がない場合は民法489条の法定充当ルールにより充当先が決まる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0047

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

弁済・充当・相殺の判断理由をレビューする。資料には「相殺は同種の債務には利用できない。」と「相殺禁止等の事情がなければ、Aは相殺の意思表示により対当額で債務を消滅させることができる。」の2案がある。論点「相殺の基本要件を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「相殺には必ず裁判所の判決が必要である。」。根拠は、同種債務であることが基本要件である。

イ．結論は「相殺は同種の債務には利用できない。」。根拠は、対当額で債務が消滅する。

ウ．結論は「相殺禁止等の事情がなければ、Aは相殺の意思表示により対当額で債務を消滅させることができる。」。根拠は、民法505条は、互いに同種の目的を有する債務が弁済期にある場合の相殺を認める。

エ．結論は「相殺の意思表示をしても債務は一切消滅しない。」。根拠は、相殺は意思表示で行える。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「相殺には必ず裁判所の判決が必要である。」は不適切である。相殺は意思表示で行える。

イ：この選択肢の結論「相殺は同種の債務には利用できない。」は不適切である。同種債務であることが基本要件である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法505条は、互いに同種の目的を有する債務が弁済期にある場合の相殺を認める。

エ：この選択肢の結論「相殺の意思表示をしても債務は一切消滅しない。」は不適切である。対当額で債務が消滅する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法505条は、互いに同種の目的を有する債務が弁済期にある場合の相殺を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0048

債権・担保 > 弁済・充当・相殺 | 難易度：標準

新人研修で「相殺には一切遡及効がない。」との理解が示され、比較案として「相殺の効力は意思表示から10年後に初めて生じる。」と「双方の債務が相殺に適するようになった時にさかのぼって消滅したものとみなされる。」も提示された。論点「相殺の遡及効を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「相殺の効力は意思表示から10年後に初めて生じる。」へ改める。理由は、相殺は対当額の債務自体を消滅させる。

イ．記載を「相殺しても元本は残り利息だけが消滅する。」へ改める。理由は、相殺には法定の遡及効がある。

ウ．記載を「相殺には一切遡及効がない。」へ改める。理由は、10年後という制度ではない。

エ．記載を「双方の債務が相殺に適するようになった時にさかのぼって消滅したものとみなされる。」へ改める。理由は、民法506条2項は、相殺の意思表示により、双方の債務が相殺適状となった時にさかのぼって消滅すると定める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「相殺の効力は意思表示から10年後に初めて生じる。」は不適切である。10年後という制度ではない。

イ：この選択肢の結論「相殺しても元本は残り利息だけが消滅する。」は不適切である。相殺は対当額の債務自体を消滅させる。

ウ：この選択肢の結論「相殺には一切遡及効がない。」は不適切である。相殺には法定の遡及効がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法506条2項は、相殺の意思表示により、双方の債務が相殺適状となった時にさかのぼって消滅すると定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法506条2項は、相殺の意思表示により、双方の債務が相殺適状となった時にさかのぼって消滅すると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0049

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：標準

保証・連帯保証の検討で、担当者Aは「主たる債務者が債務を履行しないとき、保証人がその履行をする責任を負う。」、担当者Bは「保証人は主たる債務の履行状況に関係なく債権者へ贈与する義務を負う。」と説明した。論点「保証債務の基本を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「主たる債務者が債務を履行しないとき、保証人がその履行をする責任を負う。」。根拠は、民法446条1項は、保証人が主たる債務者の不履行時に履行責任を負うことを定める。

イ．結論は「保証人は主たる債務の履行状況に関係なく債権者へ贈与する義務を負う。」。根拠は、保証設定で主債務は消滅しない。

ウ．結論は「保証契約を締結すると主たる債務者の債務は当然に消滅する。」。根拠は、保証人には保証債務が生じる。

エ．結論は「保証人はどのような場合も責任を負わない。」。根拠は、保証は贈与契約ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法446条1項は、保証人が主たる債務者の不履行時に履行責任を負うことを定める。
イ：この選択肢の結論「保証人は主たる債務の履行状況に関係なく債権者へ贈与する義務を負う。」は不適切である。保証は贈与契約ではない。
ウ：この選択肢の結論「保証契約を締結すると主たる債務者の債務は当然に消滅する。」は不適切である。保証設定で主債務は消滅しない。
エ：この選択肢の結論「保証人はどのような場合も責任を負わない。」は不適切である。保証人には保証債務が生じる。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法446条1項は、保証人が主たる債務者の不履行時に履行責任を負うことを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0050

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：標準

内部研修資料には「保証契約には方式の制限が一切ない。」との記載があり、別担当者から「書面でなければ効力を生じず、電磁的記録による場合も一定の要件で書面とみなされる。」との指摘があった。保証・連帯保証の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「保証契約は必ず口頭でなければ無効である。」へ改める。理由は、方式要件がある。

イ．記載を「書面でなければ効力を生じず、電磁的記録による場合も一定の要件で書面とみなされる。」へ改める。理由は、民法446条2項・3項は保証契約の書面性を要求し、電磁的記録にも対応する。

ウ．記載を「保証契約には方式の制限が一切ない。」へ改める。理由は、すべての保証契約に公正証書を要求するわけではない。

エ．記載を「保証契約は公正証書でなければ絶対に成立しない。」へ改める。理由は、口頭だけでは原則効力を生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「保証契約は必ず口頭でなければ無効である。」は不適切である。口頭だけでは原則効力を生じない。
イ：結論と根拠がともに適切である。民法446条2項・3項は保証契約の書面性を要求し、電磁的記録にも対応する。
ウ：この選択肢の結論「保証契約には方式の制限が一切ない。」は不適切である。方式要件がある。
エ：この選択肢の結論「保証契約は公正証書でなければ絶対に成立しない。」は不適切である。すべての保証契約に公正証書を要求するわけではない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法446条2項・3項は保証契約の書面性を要求し、電磁的記録にも対応する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0051

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：標準

保証・連帯保証について、「主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他従たるものを含む。」と「保証人の責任範囲は債権者が後から一方的に自由に拡大できる。」という2つの見解が示された。学習目標「保証債務の範囲を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「元本だけに限られ、利息等は絶対に含まれない。」と判断する。判断根拠：保証債務には主債務との附従性がある。
- イ．「保証契約があれば主債務額を超える無制限の責任が当然に生じる。」と判断する。判断根拠：債権者の一方的変更で自由に拡大できるわけではない。
- ウ．「主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他従たるものを含む。」と判断する。判断根拠：民法447条1項は保証債務が主債務の利息、違約金、損害賠償等を含むことを定める。
- エ．「保証人の責任範囲は債権者が後から一方的に自由に拡大できる。」と判断する。判断根拠：従たる債務も含まれ得る。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「元本だけに限られ、利息等は絶対に含まれない。」は不適切である。従たる債務も含まれ得る。
- イ：この選択肢の結論「保証契約があれば主債務額を超える無制限の責任が当然に生じる。」は不適切である。保証債務には主債務との附従性がある。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。民法447条1項は保証債務が主債務の利息、違約金、損害賠償等を含むことを定める。
- エ：この選択肢の結論「保証人の責任範囲は債権者が後から一方的に自由に拡大できる。」は不適切である。債権者の一方的変更で自由に拡大できるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法447条1項は保証債務が主債務の利息、違約金、損害賠償等を含むことを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0052

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「附従性」を確認したところ、「保証契約で定めれば主債務の10倍でも常に有効である。」との処理と「保証人の負担が主たる債務より重い場合、主たる債務の限度に減縮される。」との処理が併存していた。保証・連帯保証として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「保証契約で定めれば主債務の10倍でも常に有効である。」と判断する。判断根拠：主債務が自動増額するわけではない。
- イ．「保証人の負担が重いほど主債務者の債務も自動的に増える。」と判断する。判断根拠：両者の関係は民法上規律される。
- ウ．「保証債務と主債務の軽重は民法上一切関係しない。」と判断する。判断根拠：保証債務の附従性に反する過重負担はそのまま認められない。
- エ．「保証人の負担が主たる債務より重い場合、主たる債務の限度に減縮される。」と判断する。判断根拠：民法448条は保証人の負担が主債務より重い場合に主債務の限度へ減縮する。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「保証契約で定めれば主債務の10倍でも常に有効である。」は不適切である。保証債務の附従性に反する過重負担はそのまま認められない。
- イ：この選択肢の結論「保証人の負担が重いほど主債務者の債務も自動的に増える。」は不適切である。主債務が自動増額するわけではない。
- ウ：この選択肢の結論「保証債務と主債務の軽重は民法上一切関係しない。」は不適切である。両者の関係は民法上規律される。
- エ：結論と根拠がともに適切である。民法448条は保証人の負担が主債務より重い場合に主債務の限度へ減縮する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法448条は保証人の負担が主債務より重い場合に主債務の限度へ減縮する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0053

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：標準

保証・連帯保証の判断理由をレビューする。資料には「主債務者に財産がある限り連帯保証人への請求は法律上一切禁止される。」と「通常の保証人に認められる催告の抗弁権や検索の抗弁権を主張することができない。」の2案がある。論点「連帯保証人に催告の抗弁がないことを理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア：結論は「通常の保証人に認められる催告の抗弁権や検索の抗弁権を主張することができない。」。根拠は、民法454条により、連帯保証人には催告の抗弁権・検索の抗弁権がない。

イ：結論は「必ず先に主債務者へ請求するよう求めることができる。」。根拠は、主債務者の財産の有無だけで請求禁止とはならない。

ウ：結論は「主債務者に財産がある限り連帯保証人への請求は法律上一切禁止される。」。根拠は、連帯保証の責任は通常保証より重い。

エ：結論は「連帯保証は通常保証より保証人の責任が軽い。」。根拠は、これは通常保証の抗弁であり連帯保証人には認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法454条により、連帯保証人には催告の抗弁権・検索の抗弁権がない。

イ：この選択肢の結論「必ず先に主債務者へ請求するよう求めることができる。」は不適切である。これは通常保証の抗弁であり連帯保証人には認められない。

ウ：この選択肢の結論「主債務者に財産がある限り連帯保証人への請求は法律上一切禁止される。」は不適切である。主債務者の財産の有無だけで請求禁止とはならない。

エ：この選択肢の結論「連帯保証は通常保証より保証人の責任が軽い。」は不適切である。連帯保証の責任は通常保証より重い。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法454条により、連帯保証人には催告の抗弁権・検索の抗弁権がない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0054

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：応用

新人研修で「極度額要件は法人保証にしか適用されない。」との理解が示され、比較案として「極度額は一切不要で無限責任を負わせることができる。」と「極度額を定めなければ、その個人根保証契約は効力を生じない。」も提示された。論点「個人根保証の極度額要件を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア：記載を「極度額は一切不要で無限責任を負わせることができる。」へ改める。理由は、事後的に債権者が自由決定する制度ではない。

イ：記載を「極度額を定めなければ、その個人根保証契約は効力を生じない。」へ改める。理由は、民法465条の2は個人根保証契約について極度額を定めなければ効力を生じないとする。

ウ：記載を「極度額は保証契約終了後に債権者が自由に決めればよい。」へ改める。理由は、個人根保証契約を対象とする規定である。

エ：記載を「極度額要件は法人保証にしか適用されない。」へ改める。理由は、個人保証人保護のため上限設定が必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「極度額は一切不要で無限責任を負わせることができる。」は不適切である。個人保証人保護のため上限設定が必要である。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法465条の2は個人根保証契約について極度額を定めなければ効力を生じないとする。

ウ：この選択肢の結論「極度額は保証契約終了後に債権者が自由に決めればよい。」は不適切である。事後的に債権者が自由決定する制度ではない。

エ：この選択肢の結論「極度額要件は法人保証にしか適用されない。」は不適切である。個人根保証契約を対象とする規定である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法465条の2は個人根保証契約について極度額を定めなければ効力を生じないとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0055

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：応用

保証・連帯保証の検討で、担当者Aは「原則として、保証契約締結前1か月以内に保証意思を表示する公正証書を作成する必要がある。」、担当者Bは「口頭で保証すると言えば常に足りる。」と説明した。論点「事業用融資の第三者個人保証に公正証書が必要な場面を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「口頭で保証すると言えば常に足りる。」。根拠は、公正証書は契約締結前の所定期間内に必要である。
- イ．結論は「保証契約締結後10年以内に公正証書を作ればよい。」。根拠は、個人保証人保護の制度が設けられている。
- ウ．結論は「原則として、保証契約締結前1か月以内に保証意思を表示する公正証書を作成する必要がある。」。根拠は、民法465条の6以下は、一定の事業用融資の個人保証について事前の公正証書による保証意思確認を要求する。
- エ．結論は「事業用融資の個人保証には保証意思確認の制度はない。」。根拠は、原則として口頭だけでは足りない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「口頭で保証すると言えば常に足りる。」は不適切である。原則として口頭だけでは足りない。
- イ：この選択肢の結論「保証契約締結後10年以内に公正証書を作ればよい。」は不適切である。公正証書は契約締結前の所定期間内に必要である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。民法465条の6以下は、一定の事業用融資の個人保証について事前の公正証書による保証意思確認を要求する。
- エ：この選択肢の結論「事業用融資の個人保証には保証意思確認の制度はない。」は不適切である。個人保証人保護の制度が設けられている。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法465条の6以下は、一定の事業用融資の個人保証について事前の公正証書による保証意思確認を要求する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0056

債権・担保 > 保証・連帯保証 | 難易度：応用

内部研修資料には「保証人候補には契約額だけ伝えれば、他の債務状況は法律上一切関係しない。」との記載があり、別担当者から「財産・収支の状況、主債務以外の債務の有無・額・履行状況などを保証人候補へ情報提供する必要がある。」との指摘があった。保証・連帯保証の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「保証人候補には主債務者の財産状況を一切知らせてはならない。」へ改める。理由は、他の債務状況も重要な提供事項である。
- イ．記載を「保証人候補には契約額だけ伝えれば、他の債務状況は法律上一切関係しない。」へ改める。理由は、主債務者自身に情報提供義務が課されている。
- ウ．記載を「情報提供義務は債権者だけにあり、主債務者には一切ない。」へ改める。理由は、保証判断に必要な財務情報の提供が求められる。
- エ．記載を「財産・収支の状況、主債務以外の債務の有無・額・履行状況などを保証人候補へ情報提供する必要がある。」へ改める。理由は、民法465条の10は、事業債務の保証を委託する際に主債務者から個人保証人候補への一定の情報提供義務を定める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「保証人候補には主債務者の財産状況を一切知らせてはならない。」は不適切である。保証判断に必要な財務情報の提供が求められる。
- イ：この選択肢の結論「保証人候補には契約額だけ伝えれば、他の債務状況は法律上一切関係しない。」は不適切である。他の債務状況も重要な提供事項である。
- ウ：この選択肢の結論「情報提供義務は債権者だけにあり、主債務者には一切ない。」は不適切である。主債務者自身に情報提供義務が課されている。
- エ：結論と根拠がともに適切である。民法465条の10は、事業債務の保証を委託する際に主債務者から個人保証人候補への一定の情報提供義務を定める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法465条の10は、事業債務の保証を委託する際に主債務者から個人保証人候補への一定の情報提供義務を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0057

債権・担保 > 抵当権・質権・留置権 | 難易度：応用

抵当権・質権・留置権について、「他人の物を占有する者が、その物に関して生じた弁済期到来済みの債権を有する場合に、一定の要件でその物を留置できる。」と「債権が弁済期前でも常に留置権を行使できる。」という2つの見解が示された。学習目標「留置権の成立要件を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「他人の物を占有する者が、その物に関して生じた弁済期到来済みの債権を有する場合に、一定の要件でその物を留置できる。」と判断する。判断根拠：民法295条は、他人の物の占有、その物に関して生じた債権、弁済期到来等を留置権の要件とする。

イ．「他人の物を占有していないけれども常に留置権が成立する。」と判断する。判断根拠：物と債権の牽連性が必要である。

ウ．「債権がその物と無関係でも必ず留置権が成立する。」と判断する。判断根拠：原則として債権が弁済期にあることが必要である。

エ．「債権が弁済期前でも常に留置権を行使できる。」と判断する。判断根拠：占有が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法295条は、他人の物の占有、その物に関して生じた債権、弁済期到来等を留置権の要件とする。

イ：この選択肢の結論「他人の物を占有していなくても常に留置権が成立する。」は不適切である。占有が必要である。

ウ：この選択肢の結論「債権がその物と無関係でも必ず留置権が成立する。」は不適切である。物と債権の牽連性が必要である。

エ：この選択肢の結論「債権が弁済期前でも常に留置権を行使できる。」は不適切である。原則として債権が弁済期にあることが必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法295条は、他人の物の占有、その物に関して生じた債権、弁済期到来等を留置権の要件とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0058

債権・担保 > 抵当権・質権・留置権 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「留置権」を確認したところ、「不法に奪った物ほど強い留置権が成立する。」との処理と「民法上、その占有が不法行為によって始まった場合には留置権は成立しない。」との処理が併存していた。抵当権・質権・留置権として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「不法に奪った物ほど強い留置権が成立する。」と判断する。判断根拠：占有開始原因も要件となる。

イ．「民法上、その占有が不法行為によって始まった場合には留置権は成立しない。」と判断する。判断根拠：民法295条2項は、占有が不法行為によって始まった場合に留置権の成立を否定する。

ウ．「占有開始原因は留置権成立と一切関係しない。」と判断する。判断根拠：債権額で例外となる規定ではない。

エ．「不法占有でも債権額が高ければ必ず留置権が成立する。」と判断する。判断根拠：不法占有者を保護しない趣旨である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「不法に奪った物ほど強い留置権が成立する。」は不適切である。不法占有者を保護しない趣旨である。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法295条2項は、占有が不法行為によって始まった場合に留置権の成立を否定する。

ウ：この選択肢の結論「占有開始原因は留置権成立と一切関係しない。」は不適切である。占有開始原因も要件となる。

エ：この選択肢の結論「不法占有でも債権額が高ければ必ず留置権が成立する。」は不適切である。債権額で例外となる規定ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法295条2項は、占有が不法行為によって始まった場合に留置権の成立を否定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0059

債権・担保 > 抵当権・質権・留置権 | 難易度：応用

抵当権・質権・留置権の判断理由をレビューする。資料には「質権設定により債権自体が消滅する。」と「債権者が債務者等から受け取った物を占有し、債権の担保として留置し、その物から優先弁済を受ける権利である。」の2案がある。論点「質権の基本を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「質権は目的物の占有を一切伴わない担保物権である。」。根拠は、担保権設定で債権は消滅しない。

イ．結論は「質権設定により債権自体が消滅する。」。根拠は、所有権が当然移転する制度ではない。

ウ．結論は「債権者が債務者等から受け取った物を占有し、債権の担保として留置し、その物から優先弁済を受ける権利である。」。根拠は、民法342条は質権を、目的物を占有して担保し、他の債権者に先立って弁済を受ける権利として定める。

エ．結論は「質権者は担保債権の有無にかかわらず目的物を自由に所有できる。」。根拠は、占有を伴うことが質権の特徴である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「質権は目的物の占有を一切伴わない担保物権である。」は不適切である。占有を伴うことが質権の特徴である。

イ：この選択肢の結論「質権設定により債権自体が消滅する。」は不適切である。担保権設定で債権は消滅しない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法342条は質権を、目的物を占有して担保し、他の債権者に先立って弁済を受ける権利として定める。

エ：この選択肢の結論「質権者は担保債権の有無にかかわらず目的物を自由に所有できる。」は不適切である。所有権が当然移転する制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法342条は質権を、目的物を占有して担保し、他の債権者に先立って弁済を受ける権利として定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0060

債権・担保 > 抵当権・質権・留置権 | 難易度：応用

新人研修で「質権設定には裁判所の判決が必須である。」との理解が示され、比較案として「口頭で質に入れると言うだけで引渡しなしに必ず成立する。」と「目的物を債権者に引き渡すことによって効力を生ずる。」も提示された。論点「質権設定に引渡しが必要であることを理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「口頭で質に入れると言うだけで引渡しなしに必ず成立する。」へ改める。理由は、動産質権は登記のみで成立する制度ではない。

イ．記載を「登記だけで動産質権が成立し、引渡しは不要である。」へ改める。理由は、裁判所判決は一般的成立要件ではない。

ウ．記載を「質権設定には裁判所の判決が必須である。」へ改める。理由は、引渡しを欠く単なる合意だけでは足りない。

エ．記載を「目的物を債権者に引き渡すことによって効力を生ずる。」へ改める。理由は、民法344条は質権設定について目的物の引渡しを効力発生要件とする。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「口頭で質に入れると言うだけで引渡しなしに必ず成立する。」は不適切である。引渡しを欠く単なる合意だけでは足りない。

イ：この選択肢の結論「登記だけで動産質権が成立し、引渡しは不要である。」は不適切である。動産質権は登記のみで成立する制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「質権設定には裁判所の判決が必須である。」は不適切である。裁判所判決は一般的成立要件ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法344条は質権設定について目的物の引渡しを効力発生要件とする。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法344条は質権設定について目的物の引渡しを効力発生要件とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0061

債権・担保 > 抵当権・質権・留置権 | 難易度：応用

抵当権・質権・留置権の検討で、担当者Aは「債務者又は第三者が占有を移転しないで不動産を担保に供し、債権者がその価額から優先弁済を受ける権利である。」、担当者Bは「抵当権を設定すると債権者が必ず直ちに不動産へ入居する。」と説明した。論点「抵当権が占有移転を伴わないことを理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「債務者又は第三者が占有を移転しないで不動産を担保に供し、債権者がその価額から優先弁済を受ける権利である。」。根拠は、民法369条は、占有を移転せず不動産を担保に供する抵当権を定める。

イ．結論は「抵当権を設定すると債権者が必ず直ちに不動産へ入居する。」。根拠は、所有権移転ではない。

ウ．結論は「抵当権設定で不動産の所有権が当然に債権者へ移転する。」。根拠は、主として不動産等に設定される担保物権である。

エ．結論は「抵当権は動産の占有移転だけを目的とする制度である。」。根拠は、抵当権は非占有担保である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法369条は、占有を移転せず不動産を担保に供する抵当権を定める。

イ：この選択肢の結論「抵当権を設定すると債権者が必ず直ちに不動産へ入居する。」は不適切である。抵当権は非占有担保である。

ウ：この選択肢の結論「抵当権設定で不動産の所有権が当然に債権者へ移転する。」は不適切である。所有権移転ではない。

エ：この選択肢の結論「抵当権は動産の占有移転だけを目的とする制度である。」は不適切である。主として不動産等に設定される担保物権である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法369条は、占有を移転せず不動産を担保に供する抵当権を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0062

債権・担保 > 抵当権・質権・留置権 | 難易度：応用

内部研修資料には「抵当権だけが目的物の引渡しを効力発生要件とする。」との記載があり、別担当者から「抵当権は原則として目的物の占有を設定者に残すのに対し、動産質権は目的物の引渡しを必要とする。」との指摘があった。抵当権・質権・留置権の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「両者とも必ず目的物の所有権を債権者へ移転する。」へ改める。理由は、引渡しを要するのは動産質権側である。

イ．記載を「抵当権は原則として目的物の占有を設定者に残すのに対し、動産質権は目的物の引渡しを必要とする。」へ改める。理由は、抵当権は非占有担保、動産質権は引渡しを要する占有担保という違いがある。

ウ．記載を「抵当権だけが目的物の引渡しを効力発生要件とする。」へ改める。理由は、質権は占有を重要要件とする。

エ．記載を「動産質権は占有と無関係である。」へ改める。理由は、どちらも担保物権であり所有権移転そのものではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「両者とも必ず目的物の所有権を債権者へ移転する。」は不適切である。どちらも担保物権であり所有権移転そのものではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。抵当権は非占有担保、動産質権は引渡しを要する占有担保という違いがある。

ウ：この選択肢の結論「抵当権だけが目的物の引渡しを効力発生要件とする。」は不適切である。引渡しを要するのは動産質権側である。

エ：この選択肢の結論「動産質権は占有と無関係である。」は不適切である。質権は占有を重要要件とする。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。抵当権は非占有担保、動産質権は引渡しを要する占有担保という違いがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0063

債権・担保 > 債権譲渡・対抗要件 | 難易度：応用

債権譲渡・対抗要件について、「債権は譲り渡すことができる。」と「債権譲渡には必ず債務者の事前承諾がなければ契約自体が成立しない。」という2つの見解が示された。学習目標「債権譲渡の原則を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「債権はどのような場合も譲渡できない。」と判断する。判断根拠：金銭債権も譲渡対象となる。

イ．「金銭債権だけは法律上一切譲渡できない。」と判断する。判断根拠：債務者の事前承諾は譲渡契約成立の一般要件ではない。

ウ．「債権は譲り渡すことができる。」と判断する。判断根拠：民法466条1項は債権譲渡を原則として認める。

エ．「債権譲渡には必ず債務者の事前承諾がなければ契約自体が成立しない。」と判断する。判断根拠：譲渡禁止の特約等には別途規律があるが原則は譲渡可能である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「債権はどのような場合も譲渡できない。」は不適切である。譲渡禁止の特約等には別途規律があるが原則は譲渡可能である。

イ：この選択肢の結論「金銭債権だけは法律上一切譲渡できない。」は不適切である。金銭債権も譲渡対象となる。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民法466条1項は債権譲渡を原則として認める。

エ：この選択肢の結論「債権譲渡には必ず債務者の事前承諾がなければ契約自体が成立しない。」は不適切である。債務者の事前承諾は譲渡契約成立の一般要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法466条1項は債権譲渡を原則として認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0064

債権・担保 > 債権譲渡・対抗要件 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「譲渡制限特約」を確認したところ、「譲渡制限特約がある債権の譲渡は常に絶対無効である。」との処理と「譲渡制限の意思表示があっても、債権譲渡そのものの効力は妨げられない。」との処理が併存していた。債権譲渡・対抗要件として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「譲渡制限特約がある債権の譲渡は常に絶対無効である。」と判断する。判断根拠：特約で債権自体が消滅するわけではない。

イ．「譲渡制限特約があれば債権自体が消滅する。」と判断する。判断根拠：債務者保護の規定がある。

ウ．「譲渡制限特約は債務者に一切の保護を与えない。」と判断する。判断根拠：現行法は譲渡自体を当然無効とはしない。

エ．「譲渡制限の意思表示があっても、債権譲渡そのものの効力は妨げられない。」と判断する。判断根拠：民法466条2項は、譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡の効力を妨げないとする一方、悪意・重過失の譲受人に対する債務者保護も定める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「譲渡制限特約がある債権の譲渡は常に絶対無効である。」は不適切である。現行法は譲渡自体を当然無効とはしない。

イ：この選択肢の結論「譲渡制限特約があれば債権自体が消滅する。」は不適切である。特約で債権自体が消滅するわけではない。

ウ：この選択肢の結論「譲渡制限特約は債務者に一切の保護を与えない。」は不適切である。債務者保護の規定がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。民法466条2項は、譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡の効力を妨げないとする一方、悪意・重過失の譲受人に対する債務者保護も定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法466条2項は、譲渡制限の意思表示があっても債権譲渡の効力を妨げないとする一方、悪意・重過失の譲受人に対する債務者保護も定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0065

債権・担保 > 債権譲渡・対抗要件 | 難易度：応用

債権譲渡・対抗要件の判断理由をレビューする。資料には「譲受人がSNSへ投稿すること」と「譲渡人から債務者への通知又は債務者の承諾」の2案がある。論点「債務者対抗要件を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「譲渡人から債務者への通知又は債務者の承諾」。根拠は、民法467条1項は、債権譲渡を債務者等へ対抗するには譲渡人の通知又は債務者の承諾を要するとする。

イ．結論は「譲受人が自分だけで作成した社内メモ」。根拠は、SNS投稿は法定通知に当然代替しない。

ウ．結論は「譲受人がSNSへ投稿すること」。根拠は、内心の認識だけでは対抗要件を備えない。

エ．結論は「譲渡人が何もせず譲受人が心の中で譲渡を認識すること」。根拠は、社内メモは法定対抗要件ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民法467条1項は、債権譲渡を債務者等へ対抗するには譲渡人の通知又は債務者の承諾を要するとする。

イ：この選択肢の結論「譲受人が自分だけで作成した社内メモ」は不適切である。社内メモは法定対抗要件ではない。

ウ：この選択肢の結論「譲受人がSNSへ投稿すること」は不適切である。SNS投稿は法定通知に当然代替しない。

エ：この選択肢の結論「譲渡人が何もせず譲受人が心の中で譲渡を認識すること」は不適切である。内心の認識だけでは対抗要件を備えない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法467条1項は、債権譲渡を債務者等へ対抗するには譲渡人の通知又は債務者の承諾を要するとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0066

債権・担保 > 債権譲渡・対抗要件 | 難易度：応用

新人研修で「債務者の住所変更日」との理解が示され、比較案として「口頭での秘密の合意だけ」と「確定日付のある証書による通知又は承諾」も提示された。論点「第三者対抗要件の確定日付を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「口頭での秘密の合意だけ」へ改める。理由は、名刺作成日は関係しない。

イ．記載を「確定日付のある証書による通知又は承諾」へ改める。理由は、民法467条2項は、債務者以外の第三者に対抗するには確定日付のある証書による通知又は承諾を要する。

ウ．記載を「譲受人の名刺の作成日」へ改める。理由は、住所変更日も対抗要件ではない。

エ．記載を「債務者の住所変更日」へ改める。理由は、秘密の口頭合意だけでは第三者対抗要件を満たさない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「口頭での秘密の合意だけ」は不適切である。秘密の口頭合意だけでは第三者対抗要件を満たさない。

イ：結論と根拠がともに適切である。民法467条2項は、債務者以外の第三者に対抗するには確定日付のある証書による通知又は承諾を要する。

ウ：この選択肢の結論「譲受人の名刺の作成日」は不適切である。名刺作成日は関係しない。

エ：この選択肢の結論「債務者の住所変更日」は不適切である。住所変更日も対抗要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民法467条2項は、債務者以外の第三者に対抗するには確定日付のある証書による通知又は承諾を要する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0067

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

商法・会社法の検討で、担当者Aは「自己の名をもって商行為をすることを業とする者などをいう。」、担当者Bは「会社だけをいい個人事業者は含まれない。」と説明した。論点「商人の基本概念を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「会社だけをいい個人事業者は含まれない。」。根拠は、継続的に業として行うことが基本である。
- イ．結論は「営利目的があれば一度だけ取引した者も必ず商人となる。」。根拠は、公務員のみを指す概念ではない。
- ウ．結論は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者などをいう。」。根拠は、商法4条は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者などを商人とする。
- エ．結論は「公務員だけをいう。」。根拠は、商人は会社に限定されない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「会社だけをいい個人事業者は含まれない。」は不適切である。商人は会社に限定されない。
- イ：この選択肢の結論「営利目的があれば一度だけ取引した者も必ず商人となる。」は不適切である。継続的に業として行うことが基本である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。商法4条は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者などを商人とする。
- エ：この選択肢の結論「公務員だけをいう。」は不適切である。公務員のみを指す概念ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。商法4条は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者などを商人とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0068

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

内部研修資料には「株券」との記載があり、別担当者から「商号」との指摘があった。商法・会社法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「屋号は法律上常に商号と別概念で一切重ならない。」へ改める。理由は、株券は会社の株式に関する証券である。
- イ．記載を「株券」へ改める。理由は、定款は会社等の基本規則である。
- ウ．記載を「定款」へ改める。理由は、屋号が商号として用いられる場合もある。
- エ．記載を「商号」へ改める。理由は、商号は商人が営業上自己を表示する名称である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「屋号は法律上常に商号と別概念で一切重ならない。」は不適切である。屋号が商号として用いられる場合もある。
- イ：この選択肢の結論「株券」は不適切である。株券は会社の株式に関する証券である。
- ウ：この選択肢の結論「定款」は不適切である。定款は会社等の基本規則である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。商号は商人が営業上自己を表示する名称である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。商号は商人が営業上自己を表示する名称である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0069

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

商法・会社法について、「営業に関する一切の裁判上・裁判外の行為をする権限を有する。」と「必ず会社法上の取締役でなければならない。」という2つの見解が示された。学習目標「支配人の代理権を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「営業に関する一切の裁判上・裁判外の行為をする権限を有する。」と判断する。判断根拠：商法21条は、支配人に営業に関する広範な裁判上・裁判外の代理権を認める。

イ．「店内の清掃だけを行う法定役職である。」と判断する。判断根拠：広い代理権を持つ。

ウ．「代理権を一切有しない。」と判断する。判断根拠：取締役であることは要件ではない。

エ．「必ず会社法上の取締役でなければならない。」と判断する。判断根拠：支配人は単なる作業担当者ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。商法21条は、支配人に営業に関する広範な裁判上・裁判外の代理権を認める。

イ：この選択肢の結論「店内の清掃だけを行う法定役職である。」は不適切である。支配人は単なる作業担当者ではない。

ウ：この選択肢の結論「代理権を一切有しない。」は不適切である。広い代理権を持つ。

エ：この選択肢の結論「必ず会社法上の取締役でなければならない。」は不適切である。取締役であることは要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。商法21条は、支配人に営業に関する広範な裁判上・裁判外の代理権を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0070

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「法人格」を確認したところ、「会社はすべて自然人である。」との処理と「会社は法人である。」との処理が併存していた。商法・会社法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「会社はすべて自然人である。」と判断する。判断根拠：株式会社も法人である。

イ．「会社は法人である。」と判断する。判断根拠：会社法3条は会社が法人であることを定める。

ウ．「株式会社だけは法人ではない。」と判断する。判断根拠：持分会社も法人である。

エ．「合同会社には法人格がない。」と判断する。判断根拠：会社は自然人ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「会社はすべて自然人である。」は不適切である。会社は自然人ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。会社法3条は会社が法人であることを定める。

ウ：この選択肢の結論「株式会社だけは法人ではない。」は不適切である。株式会社も法人である。

エ：この選択肢の結論「合同会社には法人格がない。」は不適切である。持分会社も法人である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。会社法3条は会社が法人であることを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0071

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

商法・会社法の判断理由をレビューする。資料には「取締役と同じ責任を当然に負う。」と「株主は、その有する株式の引受価額を限度として責任を負う。」の2案がある。論点「株式会社の株主責任を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「会社債務について常に無限責任を負う。」。根拠は、取締役責任とは別である。

イ．結論は「取締役と同じ責任を当然に負う。」。根拠は、会社債務を当然に個人で全額負担する制度ではない。

ウ．結論は「株主は、その有する株式の引受価額を限度として責任を負う。」。根拠は、会社法104条により、株主の責任は原則として引受価額を限度とする。

エ．結論は「会社の借入金を必ず個人資産から全額弁済する。」。根拠は、株主は原則有限責任である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「会社債務について常に無限責任を負う。」は不適切である。株主は原則有限責任である。

イ：この選択肢の結論「取締役と同じ責任を当然に負う。」は不適切である。取締役責任とは別である。

ウ：結論と根拠がともに適切である。会社法104条により、株主の責任は原則として引受価額を限度とする。

エ：この選択肢の結論「会社の借入金を必ず個人資産から全額弁済する。」は不適切である。会社債務を当然に個人で全額負担する制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。会社法104条により、株主の責任は原則として引受価額を限度とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0072

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

新人研修で「代表権は社内規程で第三者に対して自由に否定できる。」との理解が示され、比較案として「会社を代表する権限を一切有しない。」と「株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」も提示された。論点「代表取締役の権限を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「会社を代表する権限を一切有しない。」へ改める。理由は、権限は議長業務に限定されない。

イ．記載を「株主総会の議長を務めることだけが権限である。」へ改める。理由は、代表権への内部制限は善意の第三者に対抗できない。

ウ．記載を「代表権は社内規程で第三者に対して自由に否定できる。」へ改める。理由は、代表取締役は会社を代表する。

エ．記載を「株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」へ改める。理由は、会社法349条は代表取締役に広範な代表権を認める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「会社を代表する権限を一切有しない。」は不適切である。代表取締役は会社を代表する。

イ：この選択肢の結論「株主総会の議長を務めることだけが権限である。」は不適切である。権限は議長業務に限定されない。

ウ：この選択肢の結論「代表権は社内規程で第三者に対して自由に否定できる。」は不適切である。代表権への内部制限は善意の第三者に対抗できない。

エ：結論と根拠がともに適切である。会社法349条は代表取締役に広範な代表権を認める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。会社法349条は代表取締役に広範な代表権を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0073

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

商法・会社法の検討で、担当者Aは「社員は原則として出資の価額を限度とする有限責任社員である。」、担当者Bは「合同会社の社員は必ず無限責任社員である。」と説明した。論点「合同会社社員の責任を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「社員は原則として出資の価額を限度とする有限責任社員である。」。根拠は、合同会社は有限責任社員のみで構成される持分会社である。
- イ．結論は「合同会社の社員は必ず無限責任社員である。」。根拠は、合同会社にも社員がいる。
- ウ．結論は「合同会社には社員という構成員は存在しない。」。根拠は、有限責任が基本である。
- エ．結論は「社員は会社債務を常に個人資産で全額弁済する。」。根拠は、無限責任社員のみで構成されるのは合名会社である。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。合同会社は有限責任社員のみで構成される持分会社である。
- イ：この選択肢の結論「合同会社の社員は必ず無限責任社員である。」は不適切である。無限責任社員のみで構成されるのは合名会社である。
- ウ：この選択肢の結論「合同会社には社員という構成員は存在しない。」は不適切である。合同会社にも社員がいる。
- エ：この選択肢の結論「社員は会社債務を常に個人資産で全額弁済する。」は不適切である。有限責任が基本である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。合同会社は有限責任社員のみで構成される持分会社である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0074

商事・決済・法人 > 商法・会社法 | 難易度：基礎

内部研修資料には「会社に法人格があるため会社は債務を負わない。」との記載があり、別担当者から「借入債務は会社Aの債務であり、Bは株主であるだけでは当然に個人責任を負わない。」との指摘があった。商法・会社法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「Bは株主であるため必ず会社債務を全額負担する。」へ改める。理由は、会社自身が債務者となる。
- イ．記載を「借入債務は会社Aの債務であり、Bは株主であるだけでは当然に個人責任を負わない。」へ改める。理由は、法人格と株主有限責任により、保証等がなければ株主個人に当然の返済義務は生じない。
- ウ．記載を「会社に法人格があるため会社は債務を負わない。」へ改める。理由は、一人会社でも法人格は維持される。
- エ．記載を「株主が1人でも会社債務は必ずその株主個人の債務となる。」へ改める。理由は、株主であるだけでは会社債務の個人責任を負わない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「Bは株主であるため必ず会社債務を全額負担する。」は不適切である。株主であるだけでは会社債務の個人責任を負わない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。法人格と株主有限責任により、保証等がなければ株主個人に当然の返済義務は生じない。
- ウ：この選択肢の結論「会社に法人格があるため会社は債務を負わない。」は不適切である。会社自身が債務者となる。
- エ：この選択肢の結論「株主が1人でも会社債務は必ずその株主個人の債務となる。」は不適切である。一人会社でも法人格は維持される。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法人格と株主有限責任により、保証等がなければ株主個人に当然の返済義務は生じない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0075

商事・決済・法人 > 手形法・小切手法 | 難易度：基礎

手形法・小切手法について、「振出人が受取人等に対して一定金額を支払うことを約束する有価証券である。」と「小切手と同一で満期制度が存在しない。」という2つの見解が示された。学習目標「約束手形の基本を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「支払人に支払を委託するだけで振出人自身は支払を約束しない証券である。」と判断する。判断根拠：有価証券として権利関係の規律がある。

イ．「現金と同一で盗難時も権利関係を一切問題にしない。」と判断する。判断根拠：約束手形には満期を定めることができる。

ウ．「振出人が受取人等に対して一定金額を支払うことを約束する有価証券である。」と判断する。判断根拠：約束手形では振出人自身が一定金額の支払を約束する。

エ．「小切手と同一で満期制度が存在しない。」と判断する。判断根拠：これは為替手形に近い説明である。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「支払人に支払を委託するだけで振出人自身は支払を約束しない証券である。」は不適切である。これは為替手形に近い説明である。

イ：この選択肢の結論「現金と同一で盗難時も権利関係を一切問題にしない。」は不適切である。有価証券として権利関係の規律がある。

ウ：結論と根拠がともに適切である。約束手形では振出人自身が一定金額の支払を約束する。

エ：この選択肢の結論「小切手と同一で満期制度が存在しない。」は不適切である。約束手形には満期を定めることができる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。約束手形では振出人自身が一定金額の支払を約束する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0076

商事・決済・法人 > 手形法・小切手法 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「為替手形」を確認したところ、「振出人自身が直接支払を約束するだけの証券である。」との処理と「振出人が支払人に対し、受取人等へ一定金額を支払うよう委託する。」との処理が併存していた。手形法・小切手法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「振出人自身が直接支払を約束するだけの証券である。」と判断する。判断根拠：支払人は為替手形の重要な当事者である。

イ．「支払人を置くことが法律上禁止される。」と判断する。判断根拠：受取人も手形要件に関係する。

ウ．「為替手形には受取人という概念がない。」と判断する。判断根拠：振出人自身の支払約束は約束手形の基本構造である。

エ．「振出人が支払人に対し、受取人等へ一定金額を支払うよう委託する。」と判断する。判断根拠：為替手形は振出人から支払人への支払委託を基本とする。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「振出人自身が直接支払を約束するだけの証券である。」は不適切である。振出人自身の支払約束は約束手形の基本構造である。

イ：この選択肢の結論「支払人を置くことが法律上禁止される。」は不適切である。支払人は為替手形の重要な当事者である。

ウ：この選択肢の結論「為替手形には受取人という概念がない。」は不適切である。受取人も手形要件に関係する。

エ：結論と根拠がともに適切である。為替手形は振出人から支払人への支払委託を基本とする。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。為替手形は振出人から支払人への支払委託を基本とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0077

商事・決済・法人 > 手形法・小切手法 | 難易度：基礎

手形法・小切手法の判断理由をレビューする。資料には「手形を破棄すること」と「裏書と手形の交付」の2案がある。論点「裏書による手形譲渡を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「裏書と手形の交付」。根拠は、手形上の権利は、原則として裏書と交付により移転する。
- イ．結論は「口頭で譲渡したと告げるだけ」。根拠は、破棄は権利移転方法ではない。
- ウ．結論は「手形を破棄すること」。根拠は、供託のみで裏書譲渡となるわけではない。
- エ．結論は「裁判所へ供託することだけ」。根拠は、口頭のみでは手形法上の譲渡方法を満たさない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。手形上の権利は、原則として裏書と交付により移転する。
 - イ：この選択肢の結論「口頭で譲渡したと告げるだけ」は不適切である。口頭のみでは手形法上の譲渡方法を満たさない。
 - ウ：この選択肢の結論「手形を破棄すること」は不適切である。破棄は権利移転方法ではない。
 - エ：この選択肢の結論「裁判所へ供託することだけ」は不適切である。供託のみで裏書譲渡となるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。手形上の権利は、原則として裏書と交付により移転する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0078

商事・決済・法人 > 手形法・小切手法 | 難易度：基礎

新人研修で「保証人は被保証人より常に軽い責任しか負わない。」との理解が示され、比較案として「手形保証をすると手形債務は直ちに消滅する。」と「手形金額の全部又は一部の支払を保証する制度である。」も提示された。論点「手形保証を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「手形保証をすると手形債務は直ちに消滅する。」へ改める。理由は、明文の制度がある。
- イ．記載を「手形金額の全部又は一部の支払を保証する制度である。」へ改める。理由は、手形法には手形保証の制度があり、手形金額の全部又は一部の支払を担保する。
- ウ．記載を「手形保証は手形法上認められていない。」へ改める。理由は、保証人は原則として被保証人と同一の責任を負う。
- エ．記載を「保証人は被保証人より常に軽い責任しか負わない。」へ改める。理由は、保証設定で主たる手形債務が消滅するわけではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「手形保証をすると手形債務は直ちに消滅する。」は不適切である。保証設定で主たる手形債務が消滅するわけではない。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。手形法には手形保証の制度があり、手形金額の全部又は一部の支払を担保する。
 - ウ：この選択肢の結論「手形保証は手形法上認められていない。」は不適切である。明文の制度がある。
 - エ：この選択肢の結論「保証人は被保証人より常に軽い責任しか負わない。」は不適切である。保証人は原則として被保証人と同一の責任を負う。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。手形法には手形保証の制度があり、手形金額の全部又は一部の支払を担保する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0079

商事・決済・法人 > 手形法・小切手法 | 難易度：基礎

手形法・小切手法の検討で、担当者Aは「振出人が支払人に対して、受取人等へ一定金額を支払うよう委託する証券である。」、担当者Bは「振出人が長期信用を与えるため満期を数年後に設定することを本質とする。」と説明した。論点「小切手の支払委託を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「振出人が長期信用を与えるため満期を数年後に設定することを本質とする。」。根拠は、支払人には法定の制約があるが個人限定ではない。

イ．結論は「支払人は必ず個人でなければならない。」。根拠は、典型的な支払証券である。

ウ．結論は「振出人が支払人に対して、受取人等へ一定金額を支払うよう委託する証券である。」。根拠は、小切手は支払手段として、振出人から支払人への支払委託を内容とする。

エ．結論は「小切手は支払のための証券ではない。」。根拠は、小切手は一覧払を基本とし長期信用証券ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「振出人が長期信用を与えるため満期を数年後に設定することを本質とする。」は不適切である。小切手は一覧払を基本とし長期信用証券ではない。

イ：この選択肢の結論「支払人は必ず個人でなければならない。」は不適切である。支払人には法定の制約があるが個人限定ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。小切手は支払手段として、振出人から支払人への支払委託を内容とする。

エ：この選択肢の結論「小切手は支払のための証券ではない。」は不適切である。典型的な支払証券である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。小切手は支払手段として、振出人から支払人への支払委託を内容とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0080

商事・決済・法人 > 手形法・小切手法 | 難易度：基礎

内部研修資料には「振出人の債務を当然に免除する。」との記載があり、別担当者から「支払方法を一定の金融機関等を介する形に限定し、紛失・盗難時の安全性を高める。」との指摘があった。手形法・小切手法の観点から、記載の正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「小切手金額を自動的に倍額にする。」へ改める。理由は、振出人の債務免除制度ではない。

イ．記載を「振出人の債務を当然に免除する。」へ改める。理由は、小切手としての効力を失わせる制度ではない。

ウ．記載を「小切手を現金化できない無価値な紙にする。」へ改める。理由は、金額変更の制度ではない。

エ．記載を「支払方法を一定の金融機関等を介する形に限定し、紛失・盗難時の安全性を高める。」へ改める。理由は、線引小切手は支払先・支払方法を制限し安全性を高める制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「小切手金額を自動的に倍額にする。」は不適切である。金額変更の制度ではない。

イ：この選択肢の結論「振出人の債務を当然に免除する。」は不適切である。振出人の債務免除制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「小切手を現金化できない無価値な紙にする。」は不適切である。小切手としての効力を失わせる制度ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。線引小切手は支払先・支払方法を制限し安全性を高める制度である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。線引小切手は支払先・支払方法を制限し安全性を高める制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0081

商事・決済・法人 > 電子記録債権 | 難易度：基礎

電子記録債権について、「電子債権記録機関の記録原簿に発生記録をする。」と「会社の社内メモに記載するだけ」という2つの見解が示された。学習目標「電子記録債権の発生を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「電子債権記録機関の記録原簿に発生記録をする。」と判断する。判断根拠：電子記録債権法は、発生記録によって電子記録債権が発生する仕組みを採る。

イ．「口頭で債務を認めるだけ」と判断する。判断根拠：領収書作成だけでは足りない。

ウ．「紙の領収書を作成するだけ」と判断する。判断根拠：電子債権記録機関の記録が必要である。

エ．「会社の社内メモに記載するだけ」と判断する。判断根拠：口頭のみでは発生記録にならない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。電子記録債権法は、発生記録によって電子記録債権が発生する仕組みを採る。

イ：この選択肢の結論「口頭で債務を認めるだけ」は不適切である。口頭のみでは発生記録にならない。

ウ：この選択肢の結論「紙の領収書を作成するだけ」は不適切である。領収書作成だけでは足りない。

エ：この選択肢の結論「会社の社内メモに記載するだけ」は不適切である。電子債権記録機関の記録が必要である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子記録債権法は、発生記録によって電子記録債権が発生する仕組みを採る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0082

商事・決済・法人 > 電子記録債権 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「譲渡記録」を確認したところ、「電話で譲渡意思を伝えるだけ」との処理と「記録原簿に譲渡記録をする。」との処理が併存していた。電子記録債権として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「電話で譲渡意思を伝えるだけ」と判断する。判断根拠：住民票とは無関係である。

イ．「記録原簿に譲渡記録をする。」と判断する。判断根拠：電子記録債権の譲渡は譲渡記録により効力を生ずる。

ウ．「債務者の住民票を書き換える。」と判断する。判断根拠：紙の手形への変換は要件ではない。

エ．「紙の手形へ必ず変換する。」と判断する。判断根拠：電話連絡だけでは法定の譲渡記録にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「電話で譲渡意思を伝えるだけ」は不適切である。電話連絡だけでは法定の譲渡記録にならない。

イ：結論と根拠がともに適切である。電子記録債権の譲渡は譲渡記録により効力を生ずる。

ウ：この選択肢の結論「債務者の住民票を書き換える。」は不適切である。住民票とは無関係である。

エ：この選択肢の結論「紙の手形へ必ず変換する。」は不適切である。紙の手形への変換は要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子記録債権の譲渡は譲渡記録により効力を生ずる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0083

商事・決済・法人 > 電子記録債権 | 難易度：基礎

電子記録債権の判断理由をレビューする。資料には「貸金業者の登録を行う。」と「電子記録債権の発生・譲渡・消滅等に関する電子記録を管理する。」の2案がある。論点「電子債権記録機関の役割を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「裁判所に代わり刑事判決を言い渡す。」。根拠は、貸金業登録行政庁ではない。

イ．結論は「貸金業者の登録を行う。」。根拠は、記録機関が全債務を保証する制度ではない。

ウ．結論は「電子記録債権の発生・譲渡・消滅等に関する電子記録を管理する。」。根拠は、電子債権記録機関は記録原簿を管理し、電子記録を行う主体である。

エ．結論は「すべての債務を保証する。」。根拠は、刑事裁判機関ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「裁判所に代わり刑事判決を言い渡す。」は不適切である。刑事裁判機関ではない。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の登録を行う。」は不適切である。貸金業登録行政庁ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。電子債権記録機関は記録原簿を管理し、電子記録を行う主体である。

エ：この選択肢の結論「すべての債務を保証する。」は不適切である。記録機関が全債務を保証する制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子債権記録機関は記録原簿を管理し、電子記録を行う主体である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0084

商事・決済・法人 > 電子記録債権 | 難易度：基礎

新人研修で「変更登記」との理解が示され、比較案として「発生記録」と「支払等記録」も提示された。論点「支払等記録を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「発生記録」へ改める。理由は、分割記録は債権を分割するための記録である。

イ．記載を「分割記録」へ改める。理由は、変更登記という名称の一般記録ではない。

ウ．記載を「変更登記」へ改める。理由は、発生記録は債権発生のための記録である。

エ．記載を「支払等記録」へ改める。理由は、弁済等による債権の消滅等を公示するため支払等記録が用いられる。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「発生記録」は不適切である。発生記録は債権発生のための記録である。

イ：この選択肢の結論「分割記録」は不適切である。分割記録は債権を分割するための記録である。

ウ：この選択肢の結論「変更登記」は不適切である。変更登記という名称の一般記録ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。弁済等による債権の消滅等を公示するため支払等記録が用いられる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。弁済等による債権の消滅等を公示するため支払等記録が用いられる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0085

商事・決済・法人 > 電子記録債権 | 難易度：基礎

電子記録債権の検討で、担当者Aは「保証記録をすることにより電子記録保証が成立する。」、担当者Bは「紙の保証書だけで電子記録保証が必ず成立する。」と説明した。論点「電子記録保証を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「保証記録をすることにより電子記録保証が成立する。」。根拠は、電子記録債権法は保証記録による電子記録保証を認める。

イ．結論は「紙の保証書だけで電子記録保証が必ず成立する。」。根拠は、保証制度が設けられている。

ウ．結論は「電子記録債権には保証制度が存在しない。」。根拠は、口頭のみでは保証記録にならない。

エ．結論は「保証人の口頭約束だけで法定の電子記録保証となる。」。根拠は、電子記録が要件である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。電子記録債権法は保証記録による電子記録保証を認める。

イ：この選択肢の結論「紙の保証書だけで電子記録保証が必ず成立する。」は不適切である。電子記録が要件である。

ウ：この選択肢の結論「電子記録債権には保証制度が存在しない。」は不適切である。保証制度が設けられている。

エ：この選択肢の結論「保証人の口頭約束だけで法定の電子記録保証となる。」は不適切である。口頭のみでは保証記録にならない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子記録債権法は保証記録による電子記録保証を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0086

商事・決済・法人 > 電子記録債権 | 難易度：基礎

内部研修資料には「権利関係は口頭証言だけで管理する。」との記載があり、別担当者から「紙の証券の占有ではなく、電子債権記録機関の電子記録を基礎として権利関係を管理する。」との指摘があった。電子記録債権の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「必ず紙の手形原本の裏書がなければ譲渡できない。」へ改める。理由は、記録原簿によって管理する。

イ．記載を「紙の証券の占有ではなく、電子債権記録機関の電子記録を基礎として権利関係を管理する。」へ改める。理由は、電子記録債権は紙の手形・指名債権とは異なる電子的な権利管理制度である。

ウ．記載を「権利関係は口頭証言だけで管理する。」へ改める。理由は、電子記録を制度の中核とする。

エ．記載を「電子記録を用いることは禁止されている。」へ改める。理由は、紙の手形原本は必須ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「必ず紙の手形原本の裏書がなければ譲渡できない。」は不適切である。紙の手形原本は必須ではない。

イ：結論と根拠がともに適切である。電子記録債権は紙の手形・指名債権とは異なる電子的な権利管理制度である。

ウ：この選択肢の結論「権利関係は口頭証言だけで管理する。」は不適切である。記録原簿によって管理する。

エ：この選択肢の結論「電子記録を用いることは禁止されている。」は不適切である。電子記録を制度の中核とする。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子記録債権は紙の手形・指名債権とは異なる電子的な権利管理制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0087

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：基礎

保険法・動産 / 債権譲渡特例等について、「一定の偶然な事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する契約である。」と「生命保険契約と完全に同一の定義である。」という2つの見解が示された。学習目標「損害保険契約の基本を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「事故の有無にかかわらず必ず元本を倍額返還する契約である。」と判断する。判断根拠：債務免除契約ではない。
- イ．「貸付金を無条件に免除する契約である。」と判断する。判断根拠：生命保険とは法的類型が異なる。
- ウ．「一定の偶然な事故によって生ずることのある損害をてん補することを約する契約である。」と判断する。判断根拠：損害保険契約は偶然な事故による損害のてん補を基本とする。
- エ．「生命保険契約と完全に同一の定義である。」と判断する。判断根拠：元本倍増契約ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「事故の有無にかかわらず必ず元本を倍額返還する契約である。」は不適切である。元本倍増契約ではない。
- イ：この選択肢の結論「貸付金を無条件に免除する契約である。」は不適切である。債務免除契約ではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。損害保険契約は偶然な事故による損害のてん補を基本とする。
- エ：この選択肢の結論「生命保険契約と完全に同一の定義である。」は不適切である。生命保険とは法的類型が異なる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。損害保険契約は偶然な事故による損害のてん補を基本とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0088

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：基礎

貸金業務の内部監査で「告知義務」を確認したところ、「保険者が質問しても虚偽回答が常に許される。」との処理と「保険者が告知を求めた重要事項について、保険契約者等は事実を告知する義務を負う。」との処理が併存していた。保険法・動産 / 債権譲渡特例等として最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「保険者が質問しても虚偽回答が常に許される。」と判断する。判断根拠：契約者等にも義務がある。
- イ．「告知義務は保険者側だけに課される。」と判断する。判断根拠：質問応答義務が基本である。
- ウ．「重要事項でも質問された事項は一切答えなくてよい。」と判断する。判断根拠：故意・重過失による不告知等は解除の問題となり得る。
- エ．「保険者が告知を求めた重要事項について、保険契約者等は事実を告知する義務を負う。」と判断する。判断根拠：保険法は告知を求められた重要事項について告知義務を定める。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「保険者が質問しても虚偽回答が常に許される。」は不適切である。故意・重過失による不告知等は解除の問題となり得る。
- イ：この選択肢の結論「告知義務は保険者側だけに課される。」は不適切である。契約者等にも義務がある。
- ウ：この選択肢の結論「重要事項でも質問された事項は一切答えなくてよい。」は不適切である。質問応答義務が基本である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。保険法は告知を求められた重要事項について告知義務を定める。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保険法は告知を求められた重要事項について告知義務を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0089

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：基礎

保険法・動産 / 債権譲渡特例等の判断理由をレビューする。資料には「保険金請求権には財産的価値が一切ない。」と「法令・契約上の制約を踏まえつつ、債権譲渡や質権設定の対象となることがある。」の2案がある。論点「保険金請求権の譲渡可能性を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「法令・契約上の制約を踏まえつつ、債権譲渡や質権設定の対象となることがある。」。根拠は、保険金請求権も財産権であり、一定の場合に譲渡・担保化の対象となり得る。

イ．結論は「保険金請求権はどのような場合も絶対に譲渡できない。」。根拠は、財産的価値を有する。

ウ．結論は「保険金請求権には財産的価値が一切ない。」。根拠は、一律禁止ではない。

エ．結論は「保険金請求権の担保利用は法律上一律禁止される。」。根拠は、絶対的譲渡禁止ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。保険金請求権も財産権であり、一定の場合に譲渡・担保化の対象となり得る。

イ：この選択肢の結論「保険金請求権はどのような場合も絶対に譲渡できない。」は不適切である。絶対的譲渡禁止ではない。

ウ：この選択肢の結論「保険金請求権には財産的価値が一切ない。」は不適切である。財産的価値を有する。

エ：この選択肢の結論「保険金請求権の担保利用は法律上一律禁止される。」は不適切である。一律禁止ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保険金請求権も財産権であり、一定の場合に譲渡・担保化の対象となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0090

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：基礎

新人研修で「動産譲渡登記は個人の住民票へ記載する制度である。」との理解が示され、比較案として「法人の動産譲渡には登記制度が一切ない。」と「一定の要件で、民法上の引渡しがあったものとみなされ、第三者対抗要件を備えることができる。」も提示された。論点「動産譲渡登記の効果を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「法人の動産譲渡には登記制度が一切ない。」へ改める。理由は、国への所有権移転ではない。

イ．記載を「一定の要件で、民法上の引渡しがあったものとみなされ、第三者対抗要件を備えることができる。」へ改める。理由は、動産・債権譲渡特例法3条は法人の動産譲渡登記を民法上の引渡しとみなす特例を設ける。

ウ．記載を「登記をすると所有権が国へ移転する。」へ改める。理由は、商業・動産譲渡登記制度であり住民票ではない。

エ．記載を「動産譲渡登記は個人の住民票へ記載する制度である。」へ改める。理由は、法人による動産譲渡に登記制度がある。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「法人の動産譲渡には登記制度が一切ない。」は不適切である。法人による動産譲渡に登記制度がある。

イ：結論と根拠がともに適切である。動産・債権譲渡特例法3条は法人の動産譲渡登記を民法上の引渡しとみなす特例を設ける。

ウ：この選択肢の結論「登記をすると所有権が国へ移転する。」は不適切である。国への所有権移転ではない。

エ：この選択肢の結論「動産譲渡登記は個人の住民票へ記載する制度である。」は不適切である。商業・動産譲渡登記制度であり住民票ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。動産・債権譲渡特例法3条は法人の動産譲渡登記を民法上の引渡しとみなす特例を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0091

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：基礎

保険法・動産 / 債権譲渡特例等の検討で、担当者Aは「債務者以外の第三者との関係では、確定日付のある通知があったものとみなされる。」、担当者Bは「登記をすると債務者への対抗要件もすべて自動的に完成し、何の手続も不要となる。」と説明した。論点「債権譲渡登記の第三者対抗力を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「登記をすると債務者への対抗要件もすべて自動的に完成し、何の手続も不要となる。」。根拠は、債権消滅の制度ではない。
- イ．結論は「登記により債権は消滅する。」。根拠は、法人格とは無関係である。
- ウ．結論は「債務者以外の第三者との関係では、確定日付のある通知があったものとみなされる。」。根拠は、特例法4条は、債権譲渡登記に第三者対抗要件としての効果を与える。
- エ．結論は「登記は譲渡人の法人格を消滅させる。」。根拠は、債務者への対抗には別途通知等が必要となる場合がある。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「登記をすると債務者への対抗要件もすべて自動的に完成し、何の手続も不要となる。」は不適切である。債務者への対抗には別途通知等が必要となる場合がある。
- イ：この選択肢の結論「登記により債権は消滅する。」は不適切である。債権消滅の制度ではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。特例法4条は、債権譲渡登記に第三者対抗要件としての効果を与える。
- エ：この選択肢の結論「登記は譲渡人の法人格を消滅させる。」は不適切である。法人格とは無関係である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。特例法4条は、債権譲渡登記に第三者対抗要件としての効果を与える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0092

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：標準

- 内部研修資料には「事業者が確認画面を設けなくても常に消費者だけが責任を負う。」との記載があり、別担当者から「一定の場合、消費者の重過失があっても民法上の錯誤取消しを妨げない特例がある。」との指摘があった。保険法・動産 / 債権譲渡特例等の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。
- ア．記載を「電子契約では錯誤取消しが法律上一切認められない。」へ改める。理由は、確認措置の有無が重要である。
- イ．記載を「事業者が確認画面を設けなくても常に消費者だけが責任を負う。」へ改める。理由は、民法を全面排除する法律ではない。
- ウ．記載を「電子契約は民法の適用を全面的に排除する。」へ改める。理由は、錯誤制度は電子契約にも関係する。
- エ．記載を「一定の場合、消費者の重過失があっても民法上の錯誤取消しを妨げない特例がある。」へ改める。理由は、電子消費者契約法は、確認措置を講じない事業者との電子契約における操作ミスについて消費者保護の特例を設ける。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「電子契約では錯誤取消しが法律上一切認められない。」は不適切である。錯誤制度は電子契約にも関係する。
- イ：この選択肢の結論「事業者が確認画面を設けなくても常に消費者だけが責任を負う。」は不適切である。確認措置の有無が重要である。
- ウ：この選択肢の結論「電子契約は民法の適用を全面的に排除する。」は不適切である。民法を全面排除する法律ではない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。電子消費者契約法は、確認措置を講じない事業者との電子契約における操作ミスについて消費者保護の特例を設ける。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。電子消費者契約法は、確認措置を講じない事業者との電子契約における操作ミスについて消費者保護の特例を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0093

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：標準

保険法・動産 / 債権譲渡特例等について、「秘密として管理され、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報で、公然と知られていないこと。」と「事業活動に無関係な公開情報だけをいう。」という2つの見解が示された。学習目標「営業秘密の基本を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「秘密として管理され、事業活動に有用な技術上又は営業上の情報で、公然と知られていないこと。」と判断する。判断根拠：営業秘密には秘密管理性、有用性、非公知性が必要である。

イ．「インターネットで広く公開されている情報であれば必ず営業秘密となる。」と判断する。判断根拠：秘密管理性が必要である。

ウ．「秘密管理されていなくても社内情報ならすべて営業秘密となる。」と判断する。判断根拠：事業上の有用性も要件である。

エ．「事業活動に無関係な公開情報だけをいう。」と判断する。判断根拠：公開情報は非公知性を欠く。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。営業秘密には秘密管理性、有用性、非公知性が必要である。

イ：この選択肢の結論「インターネットで広く公開されている情報であれば必ず営業秘密となる。」は不適切である。公開情報は非公知性を欠く。

ウ：この選択肢の結論「秘密管理されていなくても社内情報ならすべて営業秘密となる。」は不適切である。秘密管理性が必要である。

エ：この選択肢の結論「事業活動に無関係な公開情報だけをいう。」は不適切である。事業上の有用性も要件である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。営業秘密には秘密管理性、有用性、非公知性が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0094

商事・決済・法人 > 保険法・動産 / 債権譲渡特例等 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「担保実務」を確認したところ、「担保化するには必ず会社を解散しなければならない。」との処理と「債権譲渡登記や動産譲渡登記などを利用して第三者対抗要件を備える方法がある。」との処理が併存していた。保険法・動産 / 債権譲渡特例等として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「担保化するには必ず会社を解散しなければならない。」と判断する。判断根拠：債権・動産は担保利用され得る。

イ．「債権譲渡登記や動産譲渡登記などを利用して第三者対抗要件を備える方法がある。」と判断する。判断根拠：動産・債権譲渡特例法は法人の資産を担保・資金調達に活用するための公示制度を整備している。

ウ．「売掛債権や在庫動産は法律上担保に利用できない。」と判断する。判断根拠：株主就任は対抗要件ではない。

エ．「担保利用には債務者全員の株主就任が必要である。」と判断する。判断根拠：会社解散は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「担保化するには必ず会社を解散しなければならない。」は不適切である。会社解散は不要である。

イ：結論と根拠がともに適切である。動産・債権譲渡特例法は法人の資産を担保・資金調達に活用するための公示制度を整備している。

ウ：この選択肢の結論「売掛債権や在庫動産は法律上担保に利用できない。」は不適切である。債権・動産は担保利用され得る。

エ：この選択肢の結論「担保利用には債務者全員の株主就任が必要である。」は不適切である。株主就任は対抗要件ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。動産・債権譲渡特例法は法人の資産を担保・資金調達に活用するための公示制度を整備している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0095

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

民事訴訟・民事調停・ADRの判断理由をレビューする。資料には「貸金業者の本店所在地だけで必ず決まる。」と「被告の住所により定まる。」の2案がある。論点「普通裁判籍の基本を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「原告の好きな裁判所を常に自由に選べる。」。根拠は、貸金業者の本店だけで一律決まるわけではない。

イ．結論は「貸金業者の本店所在地だけで必ず決まる。」。根拠は、行政庁が事件ごとに決める制度ではない。

ウ．結論は「被告の住所により定まる。」。根拠は、民事訴訟法4条は、原則として被告の普通裁判籍の所在地を管轄裁判所とする。

エ．結論は「法務大臣が事件ごとに指定する。」。根拠は、管轄には法定ルールがある。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「原告の好きな裁判所を常に自由に選べる。」は不適切である。管轄には法定ルールがある。

イ：この選択肢の結論「貸金業者の本店所在地だけで必ず決まる。」は不適切である。貸金業者の本店だけで一律決まるわけではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民事訴訟法4条は、原則として被告の普通裁判籍の所在地を管轄裁判所とする。

エ：この選択肢の結論「法務大臣が事件ごとに指定する。」は不適切である。行政庁が事件ごとに決める制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事訴訟法4条は、原則として被告の普通裁判籍の所在地を管轄裁判所とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0096

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

新人研修で「確定判決には当事者を拘束する効力がない。」との理解が示され、比較案として「判決が確定しても同一事項を無制限に何度でも争える。」と「主文に包含するものについて既判力が生ずる。」も提示された。論点「確定判決の既判力を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「判決が確定しても同一事項を無制限に何度でも争える。」へ改める。理由は、判決理由すべてに無制限に及ぶわけではない。

イ．記載を「既判力は判決理由のあらゆる記載に無制限に及ぶ。」へ改める。理由は、当事者間の法的安定を確保する効力がある。

ウ．記載を「確定判決には当事者を拘束する効力がない。」へ改める。理由は、同一事項の蒸し返しを防ぐ効力がある。

エ．記載を「主文に包含するものについて既判力が生ずる。」へ改める。理由は、民事訴訟法114条は、確定判決の既判力が主文に包含するものに生ずると定める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「判決が確定しても同一事項を無制限に何度でも争える。」は不適切である。同一事項の蒸し返しを防ぐ効力がある。

イ：この選択肢の結論「既判力は判決理由のあらゆる記載に無制限に及ぶ。」は不適切である。判決理由すべてに無制限に及ぶわけではない。

ウ：この選択肢の結論「確定判決には当事者を拘束する効力がない。」は不適切である。当事者間の法的安定を確保する効力がある。

エ：結論と根拠がともに適切である。民事訴訟法114条は、確定判決の既判力が主文に包含するものに生ずると定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事訴訟法114条は、確定判決の既判力が主文に包含するものに生ずると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0097

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

民事訴訟・民事調停・ADRの検討で、担当者Aは「確定判決と同一の効力を有する。」、担当者Bは「単なる口約束と同じで法的効力はない。」と説明した。論点「裁判上の和解の効力を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「確定判決と同一の効力を有する。」。根拠は、民事訴訟法267条により、和解を調書に記載したときは確定判決と同一の効力を有する。

イ．結論は「単なる口約束と同じで法的効力はない。」。根拠は、和解で紛争を終結できる。

ウ．結論は「和解成立後も同じ請求について必ず判決まで進めなければならない。」。根拠は、和解調書は債務名義となり得る。

エ．結論は「和解調書は強制執行に利用できない。」。根拠は、裁判上の和解には強い法的効力がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民事訴訟法267条により、和解を調書に記載したときは確定判決と同一の効力を有する。

イ：この選択肢の結論「単なる口約束と同じで法的効力はない。」は不適切である。裁判上の和解には強い法的効力がある。

ウ：この選択肢の結論「和解成立後も同じ請求について必ず判決まで進めなければならない。」は不適切である。和解で紛争を終結できる。

エ：この選択肢の結論「和解調書は強制執行に利用できない。」は不適切である。和解調書は債務名義となり得る。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事訴訟法267条により、和解を調書に記載したときは確定判決と同一の効力を有する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0098

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

内部研修資料には「金額に関係なくすべての民事事件」との記載があり、別担当者から「60万円以下の金銭の支払を求める請求」との指摘があった。民事訴訟・民事調停・ADRの観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「土地所有権の確認だけを求める請求」へ改める。理由は、対象・金額に制限がある。

イ．記載を「60万円以下の金銭の支払を求める請求」へ改める。理由は、民事訴訟法368条は60万円以下の金銭支払請求について少額訴訟を認める。

ウ．記載を「金額に関係なくすべての民事事件」へ改める。理由は、刑事手続ではない。

エ．記載を「刑事罰を科すことを求める請求」へ改める。理由は、金銭支払請求が対象である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「土地所有権の確認だけを求める請求」は不適切である。金銭支払請求が対象である。

イ：結論と根拠がともに適切である。民事訴訟法368条は60万円以下の金銭支払請求について少額訴訟を認める。

ウ：この選択肢の結論「金額に関係なくすべての民事事件」は不適切である。対象・金額に制限がある。

エ：この選択肢の結論「刑事罰を科すことを求める請求」は不適切である。刑事手続ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事訴訟法368条は60万円以下の金銭支払請求について少額訴訟を認める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0099

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

民事訴訟・民事調停・ADRについて、「裁判所の調停委員会等が当事者の話し合いを仲介し、合意による紛争解決を目指す。」と「民事紛争には利用できない。」という2つの見解が示された。学習目標「民事調停の特徴を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「裁判官が必ず一方当事者へ刑罰を科す手続である。」と判断する。判断根拠：合意形成が中心である。
- イ．「当事者の合意を一切考慮せず判決だけで終わる。」と判断する。判断根拠：民事紛争を対象とする。
- ウ．「裁判所の調停委員会等が当事者の話し合いを仲介し、合意による紛争解決を目指す。」と判断する。判断根拠：民事調停は簡易・柔軟な話し合いによる解決を目指す裁判所手続である。
- エ．「民事紛争には利用できない。」と判断する。判断根拠：刑事罰を科す手続ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「裁判官が必ず一方当事者へ刑罰を科す手続である。」は不適切である。刑事罰を科す手続ではない。
 - イ：この選択肢の結論「当事者の合意を一切考慮せず判決だけで終わる。」は不適切である。合意形成が中心である。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。民事調停は簡易・柔軟な話し合いによる解決を目指す裁判所手続である。
 - エ：この選択肢の結論「民事紛争には利用できない。」は不適切である。民事紛争を対象とする。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事調停は簡易・柔軟な話し合いによる解決を目指す裁判所手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0100

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「調停調書」を確認したところ、「成立しても当事者を一切拘束しない。」との処理と「調停調書には裁判上の和解と同一の効力が認められる。」との処理が併存していた。民事訴訟・民事調停・ADRとして最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「成立しても当事者を一切拘束しない。」と判断する。判断根拠：債務名義となり得る。
- イ．「調停調書は強制執行に利用できない。」と判断する。判断根拠：別訴を必須としない。
- ウ．「成立後も必ず同じ内容で別訴を起こさなければならない。」と判断する。判断根拠：法的拘束力がある。
- エ．「調停調書には裁判上の和解と同一の効力が認められる。」と判断する。判断根拠：民事調停法16条は成立した調停を調書に記載したとき裁判上の和解と同一の効力を有するとする。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「成立しても当事者を一切拘束しない。」は不適切である。法的拘束力がある。
 - イ：この選択肢の結論「調停調書は強制執行に利用できない。」は不適切である。債務名義となり得る。
 - ウ：この選択肢の結論「成立後も必ず同じ内容で別訴を起こさなければならない。」は不適切である。別訴を必須としない。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。民事調停法16条は成立した調停を調書に記載したとき裁判上の和解と同一の効力を有するとする。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事調停法16条は成立した調停を調書に記載したとき裁判上の和解と同一の効力を有するとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0101

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

民事訴訟・民事調停・ADRの判断理由をレビューする。資料には「ADRはすべて裁判所内部でのみ行われる。」と「一定の基準を満たす民間紛争解決手続の業務について法務大臣の認証制度が設けられている。」の2案がある。論点「認証ADRを理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「一定の基準を満たす民間紛争解決手続の業務について法務大臣の認証制度が設けられている。」。根拠は、ADR法は民間紛争解決手続の業務について法務大臣による認証制度を設ける。
- イ．結論は「認証は各貸金業者が自分で行う。」。根拠は、裁判外の民間手続も対象である。
- ウ．結論は「ADRはすべて裁判所内部でのみ行われる。」。根拠は、民事紛争解決を対象とする。
- エ．結論は「認証制度は刑事裁判の代替制度である。」。根拠は、自己認証ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。ADR法は民間紛争解決手続の業務について法務大臣による認証制度を設ける。
 - イ：この選択肢の結論「認証は各貸金業者が自分で行う。」は不適切である。自己認証ではない。
 - ウ：この選択肢の結論「ADRはすべて裁判所内部でのみ行われる。」は不適切である。裁判外の民間手続も対象である。
 - エ：この選択肢の結論「認証制度は刑事裁判の代替制度である。」は不適切である。民事紛争解決を対象とする。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。ADR法は民間紛争解決手続の業務について法務大臣による認証制度を設ける。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0102

民事手続・倒産 > 民事訴訟・民事調停・ADR | 難易度：標準

新人研修で「民事調停では当事者の話し合いをしてはならない。」との理解が示され、比較案として「民事紛争でも必ず刑事告訴しか利用できない。」と「強制的な判断を求めるなら訴訟、合意形成を重視するなら民事調停やADRを利用する方法がある。」も提示された。論点「訴訟・調停・ADRを使い分ける」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「民事紛争でも必ず刑事告訴しか利用できない。」へ改める。理由は、ADR利用が直ちに裁判を永久に排除するわけではない。
- イ．記載を「強制的な判断を求めるなら訴訟、合意形成を重視するなら民事調停やADRを利用する方法がある。」へ改める。理由は、民事紛争には訴訟だけでなく、調停やADRなど複数の解決手段がある。
- ウ．記載を「ADRを利用すると裁判所へのアクセスが法律上一切禁止される。」へ改める。理由は、調停は話し合いを重視する。
- エ．記載を「民事調停では当事者の話し合いをしてはならない。」へ改める。理由は、刑事手続だけに限定されない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「民事紛争でも必ず刑事告訴しか利用できない。」は不適切である。刑事手続だけに限定されない。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。民事紛争には訴訟だけでなく、調停やADRなど複数の解決手段がある。
 - ウ：この選択肢の結論「ADRを利用すると裁判所へのアクセスが法律上一切禁止される。」は不適切である。ADR利用が直ちに裁判を永久に排除するわけではない。
 - エ：この選択肢の結論「民事調停では当事者の話し合いをしてはならない。」は不適切である。調停は話し合いを重視する。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事紛争には訴訟だけでなく、調停やADRなど複数の解決手段がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0103

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

民事執行・強制執行・差押えの検討で、担当者Aは「確定判決など法定の債務名義が必要となる。」、担当者Bは「債権者の社内メモだけで直ちに差押えできる。」と説明した。論点「債務名義の必要性を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「債権者の社内メモだけで直ちに差押えできる。」。根拠は、請求だけで強制執行は始まらない。
イ．結論は「債権者が電話で請求しただけで裁判所が自動的に執行する。」。根拠は、貸金業者にも民事執行法が適用される。
ウ．結論は「確定判決など法定の債務名義が必要となる。」。根拠は、民事執行は原則として法定の債務名義に基づいて行われる。
エ．結論は「貸金業者であれば債務名義は一切不要である。」。根拠は、私的メモは債務名義ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「債権者の社内メモだけで直ちに差押えできる。」は不適切である。私的メモは債務名義ではない。
イ：この選択肢の結論「債権者が電話で請求しただけで裁判所が自動的に執行する。」は不適切である。請求だけで強制執行は始まらない。
ウ：結論と根拠がともに適切である。民事執行は原則として法定の債務名義に基づいて行われる。
エ：この選択肢の結論「貸金業者であれば債務名義は一切不要である。」は不適切である。貸金業者にも民事執行法が適用される。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事執行は原則として法定の債務名義に基づいて行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0104

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

内部研修資料には「債権額を債権者が自由に増額する。」との記載があり、別担当者から「債務名義について執行力があることを公証し、執行開始の資格を示す。」との指摘があった。民事執行・強制執行・差押えの観点から、記載の正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「債務者の刑事責任を確定する。」へ改める。理由は、債権額を自由に変えるものではない。
イ．記載を「債権額を債権者が自由に増額する。」へ改める。理由は、担保消滅の制度ではない。
ウ．記載を「担保を自動的に消滅させる。」へ改める。理由は、刑事責任の判断ではない。
エ．記載を「債務名義について執行力があることを公証し、執行開始の資格を示す。」へ改める。理由は、多くの債務名義では執行文が強制執行開始の前提となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「債務者の刑事責任を確定する。」は不適切である。刑事責任の判断ではない。
イ：この選択肢の結論「債権額を債権者が自由に増額する。」は不適切である。債権額を自由に変えるものではない。
ウ：この選択肢の結論「担保を自動的に消滅させる。」は不適切である。担保消滅の制度ではない。
エ：結論と根拠がともに適切である。多くの債務名義では執行文が強制執行開始の前提となる。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。多くの債務名義では執行文が強制執行開始の前提となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0105

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

民事執行・強制執行・差押えについて、「強制競売により不動産を換価し、代金から配当を受ける。」と「不動産は民事執行の対象にならない。」という2つの見解が示された。学習目標「不動産強制競売を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

- ア．「強制競売により不動産を換価し、代金から配当を受ける。」と判断する。判断根拠：不動産執行では裁判所の強制競売等により換価・配当が行われる。
- イ．「債権者が裁判所を通さず直ちに所有名義を書き換える。」と判断する。判断根拠：自力救済は認められない。
- ウ．「債務者宅へ侵入して自由に売却する。」と判断する。判断根拠：不動産は重要な執行対象である。
- エ．「不動産は民事執行の対象にならない。」と判断する。判断根拠：私的な名義変更は許されない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。不動産執行では裁判所の強制競売等により換価・配当が行われる。
- イ：この選択肢の結論「債権者が裁判所を通さず直ちに所有名義を書き換える。」は不適切である。私的な名義変更は許されない。
- ウ：この選択肢の結論「債務者宅へ侵入して自由に売却する。」は不適切である。自力救済は認められない。
- エ：この選択肢の結論「不動産は民事執行の対象にならない。」は不適切である。不動産は重要な執行対象である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。不動産執行では裁判所の強制競売等により換価・配当が行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0106

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「債権執行」を確認したところ、「債権者が銀行システムへ直接アクセスして送金する。」との処理と「裁判所の差押命令により預金債権を差し押さえることができる。」との処理が併存していた。民事執行・強制執行・差押えとして最も適切な監査記録はどれか。

- ア．「債権者が銀行システムへ直接アクセスして送金する。」と判断する。判断根拠：預金債権は原則として執行対象となり得る。
- イ．「裁判所の差押命令により預金債権を差し押さえることができる。」と判断する。判断根拠：預金債権は債権執行の対象となり、裁判所の差押命令を用いる。
- ウ．「預金債権はどのような場合も差押禁止である。」と判断する。判断根拠：裁判所手続が必要である。
- エ．「貸金業者が銀行へ電話すれば裁判所の手続なしで自由に引き出せる。」と判断する。判断根拠：自力で口座へアクセスできない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「債権者が銀行システムへ直接アクセスして送金する。」は不適切である。自力で口座へアクセスできない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。預金債権は債権執行の対象となり、裁判所の差押命令を用いる。
- ウ：この選択肢の結論「預金債権はどのような場合も差押禁止である。」は不適切である。預金債権は原則として執行対象となり得る。
- エ：この選択肢の結論「貸金業者が銀行へ電話すれば裁判所の手続なしで自由に引き出せる。」は不適切である。裁判所手続が必要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。預金債権は債権執行の対象となり、裁判所の差押命令を用いる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0107

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

民事執行・強制執行・差押えの判断理由をレビューする。資料には「給与は1円も差し押さえることができない。」と「生活保障の観点から一定部分が差押禁止とされ、全額を自由に差し押さえることはできない。」の2案がある。論点「給与債権の差押禁止を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「給与は常に100%差押えできる。」。根拠は、一定範囲は差押え可能である。
- イ．結論は「給与は1円も差し押さえることができない。」。根拠は、債権者の業種で差押禁止が消えるわけではない。
- ウ．結論は「生活保障の観点から一定部分が差押禁止とされ、全額を自由に差し押さえることはできない。」。根拠は、民事執行法152条は給与等の一定部分を差押禁止とし、債務者の生活を保護する。
- エ．結論は「貸金業者が債権者なら差押禁止規定は適用されない。」。根拠は、全額差押えは原則できない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「給与は常に100%差押えできる。」は不適切である。全額差押えは原則できない。
- イ：この選択肢の結論「給与は1円も差し押さえることができない。」は不適切である。一定範囲は差押え可能である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。民事執行法152条は給与等の一定部分を差押禁止とし、債務者の生活を保護する。
- エ：この選択肢の結論「貸金業者が債権者なら差押禁止規定は適用されない。」は不適切である。債権者の業種で差押禁止が消えるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事執行法152条は給与等の一定部分を差押禁止とし、債務者の生活を保護する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0108

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

新人研修で「差押えにより債務者の全債務が自動免除される。」との理解が示され、比較案として「差押え後も債権者は第三債務者へ一切請求できない。」と「取立権を行使する方法がある。」も提示された。論点「取立権を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「差押え後も債権者は第三債務者へ一切請求できない。」へ改める。理由は、対象は差押債権の範囲である。
- イ．記載を「第三債務者の財産を無制限に取得できる。」へ改める。理由は、他の債務まで消滅するわけではない。
- ウ．記載を「差押えにより債務者の全債務が自動免除される。」へ改める。理由は、取立権制度がある。
- エ．記載を「取立権を行使する方法がある。」へ改める。理由は、債権執行では差押債権者が法定の時期以後、第三債務者に対し取立てをする制度がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「差押え後も債権者は第三債務者へ一切請求できない。」は不適切である。取立権制度がある。
- イ：この選択肢の結論「第三債務者の財産を無制限に取得できる。」は不適切である。対象は差押債権の範囲である。
- ウ：この選択肢の結論「差押えにより債務者の全債務が自動免除される。」は不適切である。他の債務まで消滅するわけではない。
- エ：結論と根拠がともに適切である。債権執行では差押債権者が法定の時期以後、第三債務者に対し取立てをする制度がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。債権執行では差押債権者が法定の時期以後、第三債務者に対し取立てをする制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0109

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

民事執行・強制執行・差押えの検討で、担当者Aは「民事執行法上の優先順位や配当手続に従って分配される。」、担当者Bは「最初に裁判所へ電話した債権者が常に全額を取得する。」と説明した。論点「配当手続を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「民事執行法上の優先順位や配当手続に従って分配される。」。根拠は、換価代金は配当手続で法定の優先順位等に従い分配される。
- イ．結論は「最初に裁判所へ電話した債権者が常に全額を取得する。」。根拠は、国が当然取得するものではない。
- ウ．結論は「債権者が複数いると換価代金は国がすべて取得する。」。根拠は、担保権等の優先関係が重要である。
- エ．結論は「担保権などの優先順位は一切考慮されない。」。根拠は、単なる電話順ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。換価代金は配当手続で法定の優先順位等に従い分配される。
- イ：この選択肢の結論「最初に裁判所へ電話した債権者が常に全額を取得する。」は不適切である。単なる電話順ではない。
- ウ：この選択肢の結論「債権者が複数いると換価代金は国がすべて取得する。」は不適切である。国が当然取得するものではない。
- エ：この選択肢の結論「担保権などの優先順位は一切考慮されない。」は不適切である。担保権等の優先関係が重要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。換価代金は配当手続で法定の優先順位等に従い分配される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0110

民事手続・倒産 > 民事執行・強制執行・差押え | 難易度：標準

内部研修資料には「貸金業者だけでは自力執行の特権がある。」との記載があり、別担当者から「原則として許されず、債務名義等に基づく民事執行手続を利用すべきである。」との指摘があった。民事執行・強制執行・差押えの観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「債権が存在すれば自由に持ち出せる。」へ改める。理由は、貸金業者に特別な自力執行権はない。
- イ．記載を「原則として許されず、債務名義等に基づく民事執行手続を利用すべきである。」へ改める。理由は、私的な実力行使ではなく、裁判所による強制執行制度を利用するのが原則である。
- ウ．記載を「貸金業者だけでは自力執行の特権がある。」へ改める。理由は、延滞だけで所有権は移転しない。
- エ．記載を「債務者が延滞すれば所有権は当然に債権者へ移る。」へ改める。理由は、債権の存在だけで自力救済は正当化されない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「債権が存在すれば自由に持ち出せる。」は不適切である。債権の存在だけで自力救済は正当化されない。
- イ：結論と根拠がともに適切である。私的な実力行使ではなく、裁判所による強制執行制度を利用するのが原則である。
- ウ：この選択肢の結論「貸金業者だけでは自力執行の特権がある。」は不適切である。貸金業者に特別な自力執行権はない。
- エ：この選択肢の結論「債務者が延滞すれば所有権は当然に債権者へ移る。」は不適切である。延滞だけで所有権は移転しない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。私的な実力行使ではなく、裁判所による強制執行制度を利用するのが原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0111

民事手続・倒産 > 民事保全 | 難易度：標準

民事保全について、「金銭債権の将来の強制執行が困難になるおそれに備えて債務者財産を暫定的に保全する。」と「債務者のすべての債務を免除する。」という2つの見解が示された。学習目標「仮差押えの目的を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア。「債務者へ刑罰を科す。」と判断する。判断根拠：本案の終局判断ではない。

イ。「債権の有無を最終確定する判決そのものである。」と判断する。判断根拠：債務免除制度ではない。

ウ。「金銭債権の将来の強制執行が困難になるおそれに備えて債務者財産を暫定的に保全する。」と判断する。判断根拠：民事保全法の仮差押えは金銭債権の強制執行を保全する暫定措置である。

エ。「債務者のすべての債務を免除する。」と判断する。判断根拠：刑事制裁ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「債務者へ刑罰を科す。」は不適切である。刑事制裁ではない。

イ：この選択肢の結論「債権の有無を最終確定する判決そのものである。」は不適切である。本案の終局判断ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。民事保全法の仮差押えは金銭債権の強制執行を保全する暫定措置である。

エ：この選択肢の結論「債務者のすべての債務を免除する。」は不適切である。債務免除制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事保全法の仮差押えは金銭債権の強制執行を保全する暫定措置である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0112

民事手続・倒産 > 民事保全 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「仮処分」を確認したところ、「金銭債権だけを対象とし、それ以外には使えない。」との処理と「現状が変更されることで将来の権利実現が困難になることを防ぐ。」との処理が併存していた。民事保全として最も適切な監査記録はどれか。

ア。「金銭債権だけを対象とし、それ以外には使えない。」と判断する。判断根拠：刑事捜査手続ではない。

イ。「刑事事件の証拠を押収する。」と判断する。判断根拠：会社解散を目的とする制度ではない。

ウ。「会社を必ず解散させる。」と判断する。判断根拠：仮差押えとは対象・目的が異なる。

エ。「現状が変更されることで将来の権利実現が困難になることを防ぐ。」と判断する。判断根拠：係争物に関する仮処分は非金銭的権利等の将来の実現を保全するため現状を維持する制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「金銭債権だけを対象とし、それ以外には使えない。」は不適切である。仮差押えとは対象・目的が異なる。

イ：この選択肢の結論「刑事事件の証拠を押収する。」は不適切である。刑事捜査手続ではない。

ウ：この選択肢の結論「会社を必ず解散させる。」は不適切である。会社解散を目的とする制度ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。係争物に関する仮処分は非金銭的権利等の将来の実現を保全するため現状を維持する制度である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。係争物に関する仮処分は非金銭的権利等の将来の実現を保全するため現状を維持する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0113

民事手続・倒産 > 民事保全 | 難易度：標準

民事保全の判断理由をレビューする。資料には「担保は必ず債務者だけが提供する。」と「裁判所は債権者に担保を立てさせることがある。」の2案がある。論点「保全命令と担保を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「裁判所は債権者に担保を立てさせることがある。」。根拠は、誤った保全による損害等に備え、裁判所は債権者に担保を立てさせることができる。

イ．結論は「保全命令では担保を求めることが法律上禁止されている。」。根拠は、債権者側の担保が問題となる。

ウ．結論は「担保は必ず債務者だけが提供する。」。根拠は、保全は本案の最終判断を代替しない。

エ．結論は「担保を立てれば本案判決が不要になる。」。根拠は、担保命令制度がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。誤った保全による損害等に備え、裁判所は債権者に担保を立てさせることができる。
イ：この選択肢の結論「保全命令では担保を求めることが法律上禁止されている。」は不適切である。担保命令制度がある。
ウ：この選択肢の結論「担保は必ず債務者だけが提供する。」は不適切である。債権者側の担保が問題となる。
エ：この選択肢の結論「担保を立てれば本案判決が不要になる。」は不適切である。保全は本案の最終判断を代替しない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。誤った保全による損害等に備え、裁判所は債権者に担保を立てさせることができる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0114

民事手続・倒産 > 民事保全 | 難易度：標準

新人研修で「仮差押え命令は刑事有罪判決と同じである。」との理解が示され、比較案として「仮差押えだけで債権の存在が終局的に確定する。」と「仮差押えは暫定的保全であり、債権の存在を最終的に確定する本案手続とは別である。」も提示された。論点「保全手続と本案訴訟を区別する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「仮差押えだけで債権の存在が終局的に確定する。」へ改める。理由は、破産開始決定とは別である。

イ．記載を「仮差押えは暫定的保全であり、債権の存在を最終的に確定する本案手続とは別である。」へ改める。理由は、保全命令は暫定措置で、本案の終局的権利判断と区別される。

ウ．記載を「仮差押えを受けると債務者は自動的に破産する。」へ改める。理由は、刑事判決ではない。

エ．記載を「仮差押え命令は刑事有罪判決と同じである。」へ改める。理由は、最終確定ではない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「仮差押えだけで債権の存在が終局的に確定する。」は不適切である。最終確定ではない。
イ：結論と根拠がともに適切である。保全命令は暫定措置で、本案の終局的権利判断と区別される。
ウ：この選択肢の結論「仮差押えを受けると債務者は自動的に破産する。」は不適切である。破産開始決定とは別である。
エ：この選択肢の結論「仮差押え命令は刑事有罪判決と同じである。」は不適切である。刑事判決ではない。
総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。保全命令は暫定措置で、本案の終局的権利判断と区別される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0115

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

破産・民事再生・会社更生の検討で、担当者Aは「支払不能」、担当者Bは「一時的に現金を持っていないだけで必ず破産となる。」と説明した。論点「破産手続開始原因を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「一時的に現金を持っていないだけで必ず破産となる。」。根拠は、債権者数だけで決まらない。
- イ．結論は「債権者が1人いるだけで当然に破産となる。」。根拠は、会計上の黒字かどうかだけで決まらない。
- ウ．結論は「支払不能」。根拠は、破産法15条は、債務者が支払不能にあるとき破産手続開始原因となることを定める。
- エ．結論は「黒字企業であることだけで破産原因となる。」。根拠は、一時的な資金不足と支払不能は同義ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「一時的に現金を持っていないだけで必ず破産となる。」は不適切である。一時的な資金不足と支払不能は同義ではない。
 - イ：この選択肢の結論「債権者が1人いるだけで当然に破産となる。」は不適切である。債権者数だけで決まらない。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。破産法15条は、債務者が支払不能にあるとき破産手続開始原因となることを定める。
 - エ：この選択肢の結論「黒字企業であることだけで破産原因となる。」は不適切である。会計上の黒字かどうかだけで決まらない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産法15条は、債務者が支払不能にあるとき破産手続開始原因となることを定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0116

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

内部研修資料には「債務者の戸籍を抹消する。」との記載があり、別担当者から「破産財団に属する財産を管理・換価し、債権者への配当等を行う。」との指摘があった。破産・民事再生・会社更生の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「債務者に刑罰を科す。」へ改める。理由は、戸籍抹消制度ではない。
- イ．記載を「債務者の戸籍を抹消する。」へ改める。理由は、債権者の権利を手続内で適切に処理する。
- ウ．記載を「債権者の請求をすべて無条件に却下する。」へ改める。理由は、刑罰権限はない。
- エ．記載を「破産財団に属する財産を管理・換価し、債権者への配当等を行う。」へ改める。理由は、破産管財人は破産財団を管理処分し、換価・配当など手続の中心的役割を担う。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「債務者に刑罰を科す。」は不適切である。刑罰権限はない。
 - イ：この選択肢の結論「債務者の戸籍を抹消する。」は不適切である。戸籍抹消制度ではない。
 - ウ：この選択肢の結論「債権者の請求をすべて無条件に却下する。」は不適切である。債権者の権利を手続内で適切に処理する。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。破産管財人は破産財団を管理処分し、換価・配当など手続の中心的役割を担う。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産管財人は破産財団を管理処分し、換価・配当など手続の中心的役割を担う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0117

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

破産・民事再生・会社更生について、「抵当権者は別除権として、原則として破産手続によらず担保権を実行できる。」と「担保権の実行は破産法上一切禁止される。」という2つの見解が示された。学習目標「別除権を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「抵当権者は別除権として、原則として破産手続によらず担保権を実行できる。」と判断する。判断根拠：破産法は担保権者の別除権を認め、担保目的物から優先的に回収できる仕組みを置く。

イ．「抵当権は破産開始と同時に必ず消滅する。」と判断する。判断根拠：担保権の優先性がある。

ウ．「抵当権者は無担保債権者と必ず同順位になる。」と判断する。判断根拠：別除権として実行可能である。

エ．「担保権の実行は破産法上一切禁止される。」と判断する。判断根拠：破産開始だけで抵当権は消滅しない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。破産法は担保権者の別除権を認め、担保目的物から優先的に回収できる仕組みを置く。

イ：この選択肢の結論「抵当権は破産開始と同時に必ず消滅する。」は不適切である。破産開始だけで抵当権は消滅しない。

ウ：この選択肢の結論「抵当権者は無担保債権者と必ず同順位になる。」は不適切である。担保権の優先性がある。

エ：この選択肢の結論「担保権の実行は破産法上一切禁止される。」は不適切である。別除権として実行可能である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産法は担保権者の別除権を認め、担保目的物から優先的に回収できる仕組みを置く。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0118

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「免責」を確認したところ、「破産手続開始だけで直ちにすべての債務が消滅する。」との処理と「裁判所の免責許可決定が確定すると、原則として破産債権について責任を免れる。」との処理が併存していた。破産・民事再生・会社更生として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「破産手続開始だけで直ちにすべての債務が消滅する。」と判断する。判断根拠：法人には個人免責制度はない。

イ．「裁判所の免責許可決定が確定すると、原則として破産債権について責任を免れる。」と判断する。判断根拠：免責は個人破産者について裁判所の決定により原則的な責任免除を認める制度である。

ウ．「法人にも個人と同じ免責許可制度がある。」と判断する。判断根拠：非免責債権がある。

エ．「税金などもすべて例外なく免責される。」と判断する。判断根拠：開始決定だけでは免責されない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「破産手続開始だけで直ちにすべての債務が消滅する。」は不適切である。開始決定だけでは免責されない。

イ：結論と根拠がともに適切である。免責は個人破産者について裁判所の決定により原則的な責任免除を認める制度である。

ウ：この選択肢の結論「法人にも個人と同じ免責許可制度がある。」は不適切である。法人には個人免責制度はない。

エ：この選択肢の結論「税金などもすべて例外なく免責される。」は不適切である。非免責債権がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。免責は個人破産者について裁判所の決定により原則的な責任免除を認める制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0119

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

破産・民事再生・会社更生の判断理由をレビューする。資料には「破産者が負うあらゆる債務が例外なく非免責である。」と「租税等の請求権」の2案がある。論点「非免責債権を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「通常の無担保貸金債権はすべて必ず非免責である。」。根拠は、すべて非免責ではない。

イ．結論は「破産者が負うあらゆる債務が例外なく非免責である。」。根拠は、法定の例外がある。

ウ．結論は「租税等の請求権」。根拠は、破産法253条は租税等の請求権など一定の非免責債権を定める。

エ．結論は「免責制度には例外が一切ない。」。根拠は、通常の貸金債権は原則免責対象となり得る。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「通常の無担保貸金債権はすべて必ず非免責である。」は不適切である。通常の貸金債権は原則免責対象となり得る。

イ：この選択肢の結論「破産者が負うあらゆる債務が例外なく非免責である。」は不適切である。すべて非免責ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。破産法253条は租税等の請求権など一定の非免責債権を定める。

エ：この選択肢の結論「免責制度には例外が一切ない。」は不適切である。法定の例外がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産法253条は租税等の請求権など一定の非免責債権を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0120

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

新人研修で「取得時効」との理解が示され、比較案として「相殺予約」と「否認権」も提示された。論点「否認権の趣旨を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「相殺予約」へ改める。理由は、代理制度ではない。

イ．記載を「表見代理」へ改める。理由は、時効取得の制度でもない。

ウ．記載を「取得時効」へ改める。理由は、相殺予約とは異なる。

エ．記載を「否認権」へ改める。理由は、破産法の否認権は、一定の有害行為を破産財団との関係で失効させ財産を回復する制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「相殺予約」は不適切である。相殺予約とは異なる。

イ：この選択肢の結論「表見代理」は不適切である。代理制度ではない。

ウ：この選択肢の結論「取得時効」は不適切である。時効取得の制度でもない。

エ：結論と根拠がともに適切である。破産法の否認権は、一定の有害行為を破産財団との関係で失効させ財産を回復する制度である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産法の否認権は、一定の有害行為を破産財団との関係で失効させ財産を回復する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0121

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

破産・民事再生・会社更生の検討で、担当者Aは「債務者の事業又は経済生活の再生を図りつつ、再生計画に基づき債務を整理する。」、担当者Bは「債務者の財産を必ずすべて清算して法人格を消滅させることだけを目的とする。」と説明した。論点「民事再生の目的を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「債務者の事業又は経済生活の再生を図りつつ、再生計画に基づき債務を整理する。」。根拠は、民事再生法は再生計画による債務調整を通じて事業・経済生活の再建を目指す。

イ．結論は「債務者の財産を必ずすべて清算して法人格を消滅させることだけを目的とする。」。根拠は、刑事手続ではない。

ウ．結論は「刑事罰を科して返済を強制する。」。根拠は、債権者の手続参加・権利調整がある。

エ．結論は「債権者の権利を無条件にすべて消滅させる。」。根拠は、清算だけを目的とする手続ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。民事再生法は再生計画による債務調整を通じて事業・経済生活の再建を目指す。

イ：この選択肢の結論「債務者の財産を必ずすべて清算して法人格を消滅させることだけを目的とする。」は不適切である。清算だけを目的とする手続ではない。

ウ：この選択肢の結論「刑事罰を科して返済を強制する。」は不適切である。刑事手続ではない。

エ：この選択肢の結論「債権者の権利を無条件にすべて消滅させる。」は不適切である。債権者の手続参加・権利調整がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事再生法は再生計画による債務調整を通じて事業・経済生活の再建を目指す。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0122

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

内部研修資料には「開始決定と同時に債務者はすべての権利能力を失う。」との記載があり、別担当者から「債務者自身が財産の管理処分を継続する。」との指摘があった。破産・民事再生・会社更生の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「必ず破産管財人が全財産を管理する。」へ改める。理由は、権利能力を失う制度ではない。

イ．記載を「債務者自身が財産の管理処分を継続する。」へ改める。理由は、民事再生は原則として債務者が管理処分権を保持するDIP型の手続である。

ウ．記載を「開始決定と同時に債務者はすべての権利能力を失う。」へ改める。理由は、債権者各自の私的処分は認められない。

エ．記載を「債権者が各自自由に財産を処分する。」へ改める。理由は、破産手続とは管理構造が異なる。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「必ず破産管財人が全財産を管理する。」は不適切である。破産手続とは管理構造が異なる。

イ：結論と根拠がともに適切である。民事再生は原則として債務者が管理処分権を保持するDIP型の手続である。

ウ：この選択肢の結論「開始決定と同時に債務者はすべての権利能力を失う。」は不適切である。権利能力を失う制度ではない。

エ：この選択肢の結論「債権者が各自自由に財産を処分する。」は不適切である。債権者各自の私的処分は認められない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。民事再生は原則として債務者が管理処分権を保持するDIP型の手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0123

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

破産・民事再生・会社更生について、「株式会社」と「地方公共団体だけ」という2つの見解が示された。学習目標「会社更生の対象を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「個人だけ」と判断する。判断根拠：すべての主体を対象とする法律ではない。

イ．「すべての自然人と法人が無差別に対象となる。」と判断する。判断根拠：地方公共団体を対象とする制度ではない。

ウ．「株式会社」と判断する。判断根拠：会社更生法は株式会社を対象とする再建型倒産手続である。

エ．「地方公共団体だけ」と判断する。判断根拠：個人は対象ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「個人だけ」は不適切である。個人は対象ではない。

イ：この選択肢の結論「すべての自然人と法人が無差別に対象となる。」は不適切である。すべての主体を対象とする法律ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。会社更生法は株式会社を対象とする再建型倒産手続である。

エ：この選択肢の結論「地方公共団体だけ」は不適切である。地方公共団体を対象とする制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。会社更生法は株式会社を対象とする再建型倒産手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0124

民事手続・倒産 > 破産・民事再生・会社更生 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「倒産手続比較」を確認したところ、「3手続はいずれも刑事手続である。」との処理と「破産は清算型、民事再生と会社更生は再建型の手続である。」との処理が併存していた。破産・民事再生・会社更生として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「3手続はいずれも刑事手続である。」と判断する。判断根拠：分類が逆である。

イ．「民事再生だけが清算型で破産は再建型である。」と判断する。判断根拠：会社更生は株式会社を対象とする。

ウ．「会社更生は個人債務者だけを対象とする。」と判断する。判断根拠：いずれも民事上の倒産手続である。

エ．「破産は清算型、民事再生と会社更生は再建型の手続である。」と判断する。判断根拠：破産は財産を換価配当する清算型、民事再生・会社更生は再建を目指す再建型である。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「3手続はいずれも刑事手続である。」は不適切である。いずれも民事上の倒産手続である。

イ：この選択肢の結論「民事再生だけが清算型で破産は再建型である。」は不適切である。分類が逆である。

ウ：この選択肢の結論「会社更生は個人債務者だけを対象とする。」は不適切である。会社更生は株式会社を対象とする。

エ：結論と根拠がともに適切である。破産は財産を換価配当する清算型、民事再生・会社更生は再建を目指す再建型である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。破産は財産を換価配当する清算型、民事再生・会社更生は再建を目指す再建型である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0125

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

暴力団対策法の判断理由をレビューする。資料には「民事債務をすべて免除すること。」と「暴力団員による暴力的要求行為等を規制し、市民生活の安全と平穩の確保等を図ること。」の2案がある。論点「暴力団対策法の目的を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「暴力団員による暴力的要求行為等を規制し、市民生活の安全と平穩の確保等を図ること。」。根拠は、同法は暴力的要求行為等の規制や対策を通じて市民生活の安全・平穩を確保することを目的とする。
- イ．結論は「暴力団員に貸金業の特別免許を与えること。」。根拠は、債務免除法ではない。
- ウ．結論は「民事債務をすべて免除すること。」。根拠は、裁判制度の廃止を目的としない。
- エ．結論は「刑事裁判所を廃止すること。」。根拠は、特別免許制度ではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。同法は暴力的要求行為等の規制や対策を通じて市民生活の安全・平穩を確保することを目的とする。
 - イ：この選択肢の結論「暴力団員に貸金業の特別免許を与えること。」は不適切である。特別免許制度ではない。
 - ウ：この選択肢の結論「民事債務をすべて免除すること。」は不適切である。債務免除法ではない。
 - エ：この選択肢の結論「刑事裁判所を廃止すること。」は不適切である。裁判制度の廃止を目的としない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。同法は暴力的要求行為等の規制や対策を通じて市民生活の安全・平穩を確保することを目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0126

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

新人研修で「日本貸金業協会」との理解が示され、比較案として「市町村長」と「都道府県公安委員会」も提示された。論点「指定暴力団制度を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「市町村長」へ改める。理由は、裁判所が行政指定する制度ではない。
- イ．記載を「都道府県公安委員会」へ改める。理由は、暴力団対策法は、要件を満たす暴力団について都道府県公安委員会による指定制度を置く。
- ウ．記載を「裁判所」へ改める。理由は、日本貸金業協会の指定でもない。
- エ．記載を「日本貸金業協会」へ改める。理由は、市町村長の指定制度ではない。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「市町村長」は不適切である。市町村長の指定制度ではない。
 - イ：結論と根拠がともに適切である。暴力団対策法は、要件を満たす暴力団について都道府県公安委員会による指定制度を置く。
 - ウ：この選択肢の結論「裁判所」は不適切である。裁判所が行政指定する制度ではない。
 - エ：この選択肢の結論「日本貸金業協会」は不適切である。日本貸金業協会の指定でもない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。暴力団対策法は、要件を満たす暴力団について都道府県公安委員会による指定制度を置く。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0127

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

暴力団対策法の検討で、担当者Aは「暴力団対策法上の暴力的要求行為として規制対象となり得る。」、担当者Bは「民事上の請求という形式なら常に自由に行える。」と説明した。論点「暴力的要求行為の規制趣旨を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「民事上の請求という形式なら常に自由に行える。」。根拠は、暴力団員に特権を与える法律ではない。
- イ．結論は「指定暴力団員であれば法律上特別に認められる。」。根拠は、事業者に対する要求も規制対象となり得る。
- ウ．結論は「暴力団対策法上の暴力的要求行為として規制対象となり得る。」。根拠は、指定暴力団の威力を示して不当な利益を要求する行為は、同法が規制する中心的類型である。
- エ．結論は「相手が事業者なら同法は適用されない。」。根拠は、形式だけで規制を免れない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「民事上の請求という形式なら常に自由に行える。」は不適切である。形式だけで規制を免れない。
- イ：この選択肢の結論「指定暴力団員であれば法律上特別に認められる。」は不適切である。暴力団員に特権を与える法律ではない。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。指定暴力団の威力を示して不当な利益を要求する行為は、同法が規制する中心的類型である。
- エ：この選択肢の結論「相手が事業者なら同法は適用されない。」は不適切である。事業者に対する要求も規制対象となり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。指定暴力団の威力を示して不当な利益を要求する行為は、同法が規制する中心的類型である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0128

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

内部研修資料には「担当者個人が私費で支払えば問題はない。」との記載があり、別担当者から「個人で安易に応じず、社内の反社会的勢力対応手順に従い、必要に応じて警察等へ相談する。」との指摘があった。暴力団対策法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「要求額が少額なら秘密裏に支払うのが法の趣旨である。」へ改める。理由は、個人対応は安全・コンプライアンス上問題がある。
- イ．記載を「担当者個人が私費で支払えば問題はない。」へ改める。理由は、不当要求は適切に記録・対応すべきである。
- ウ．記載を「暴力団員からの要求はすべて合法なので記録不要である。」へ改める。理由は、安易な利益供与は不適切である。
- エ．記載を「個人で安易に応じず、社内の反社会的勢力対応手順に従い、必要に応じて警察等へ相談する。」へ改める。理由は、不当要求には組織的に対応し、必要に応じ公安・警察等の支援を受けることが重要である。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「要求額が少額なら秘密裏に支払うのが法の趣旨である。」は不適切である。安易な利益供与は不適切である。
- イ：この選択肢の結論「担当者個人が私費で支払えば問題はない。」は不適切である。個人対応は安全・コンプライアンス上問題がある。
- ウ：この選択肢の結論「暴力団員からの要求はすべて合法なので記録不要である。」は不適切である。不当要求は適切に記録・対応すべきである。
- エ：結論と根拠がともに適切である。不当要求には組織的に対応し、必要に応じ公安・警察等の支援を受けることが重要である。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。不当要求には組織的に対応し、必要に応じ公安・警察等の支援を受けることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0129

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

暴力団対策法について、「その行為を中止することなどを命ずることができる場合がある。」と「要求を受けた事業者を処罰する。」という2つの見解が示された。学習目標「中止命令の制度を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「その行為を中止することなどを命ずることができる場合がある。」と判断する。判断根拠：暴力団対策法は違法な暴力的要求行為に対する中止命令等の行政措置を定める。

イ．「公安委員会には同法上の措置権限が一切ない。」と判断する。判断根拠：刑事・民事裁判とは別に行政上の規制措置がある。

ウ．「必ず民事裁判の確定まで何もできない。」と判断する。判断根拠：被害側を処罰する制度ではない。

エ．「要求を受けた事業者を処罰する。」と判断する。判断根拠：公安委員会に法定権限がある。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。暴力団対策法は違法な暴力的要求行為に対する中止命令等の行政措置を定める。

イ：この選択肢の結論「公安委員会には同法上の措置権限が一切ない。」は不適切である。公安委員会に法定権限がある。

ウ：この選択肢の結論「必ず民事裁判の確定まで何もできない。」は不適切である。刑事・民事裁判とは別に行政上の規制措置がある。

エ：この選択肢の結論「要求を受けた事業者を処罰する。」は不適切である。被害側を処罰する制度ではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。暴力団対策法は違法な暴力的要求行為に対する中止命令等の行政措置を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0130

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

貸金業務の内部監査で「再発防止」を確認したところ、「貸金業登録の自動付与」との処理と「再発防止のための命令」との処理が併存していた。暴力団対策法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「貸金業登録の自動付与」と判断する。判断根拠：破産免責ではない。

イ．「再発防止のための命令」と判断する。判断根拠：暴力団対策法には不当要求行為の再発を防止するための命令制度がある。

ウ．「免責許可決定」と判断する。判断根拠：債権譲渡登記でもない。

エ．「債権譲渡登記」と判断する。判断根拠：貸金業登録制度とは無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「貸金業登録の自動付与」は不適切である。貸金業登録制度とは無関係である。

イ：結論と根拠がともに適切である。暴力団対策法には不当要求行為の再発を防止するための命令制度がある。

ウ：この選択肢の結論「免責許可決定」は不適切である。破産免責ではない。

エ：この選択肢の結論「債権譲渡登記」は不適切である。債権譲渡登記でもない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。暴力団対策法には不当要求行為の再発を防止するための命令制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0131

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

暴力団対策法の判断理由をレビューする。資料には「指定暴力団員には刑法が適用されない。」と「行為の内容によっては暴力団対策法上の規制とともに、恐喝罪等の刑法上の犯罪が成立することもある。」の2案がある。論点「暴力団対策法と刑法を区別する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「暴力団対策法が適用されれば刑法は絶対に適用されない。」。根拠は、暴力団員も刑法の適用対象である。
- イ．結論は「指定暴力団員には刑法が適用されない。」。根拠は、恐喝等に該当する可能性がある。
- ウ．結論は「行為の内容によっては暴力団対策法上の規制とともに、恐喝罪等の刑法上の犯罪が成立することもある。」。根拠は、同一の行為が行政的規制の対象となるとともに刑法上の犯罪要件を満たすことがあり得る。
- エ．結論は「暴力的要求行為はどのような内容でも刑事法と無関係である。」。根拠は、法令は相互排他的ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「暴力団対策法が適用されれば刑法は絶対に適用されない。」は不適切である。法令は相互排他的ではない。
- イ：この選択肢の結論「指定暴力団員には刑法が適用されない。」は不適切である。暴力団員も刑法の適用対象である。
- ウ：結論と根拠がともに適切である。同一の行為が行政的規制の対象となるとともに刑法上の犯罪要件を満たすことがあり得る。
- エ：この選択肢の結論「暴力的要求行為はどのような内容でも刑事法と無関係である。」は不適切である。恐喝等に該当する可能性がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。同一の行為が行政的規制の対象となるとともに刑法上の犯罪要件を満たすことがあり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0132

刑事法・反社対応 > 暴力団対策法 | 難易度：標準

新人研修で「社内記録を残さず担当者だけで対応する。」との理解が示され、比較案として「回収額を増やすため反社会的勢力へ回収を再委託する。」と「安全確保と法令遵守を優先し、通常の回収担当者だけで抱え込まず、社内専門部署・警察・弁護士等との連携を検討する。」も提示された。論点「反社排除と通常の債権回収を区別する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「回収額を増やすため反社会的勢力へ回収を再委託する。」へ改める。理由は、相手属性にかかわらず違法な取立ては許されない。
- イ．記載を「相手が反社会的勢力なら違法な取立ても許される。」へ改める。理由は、組織的管理と記録が必要である。
- ウ．記載を「社内記録を残さず担当者だけで対応する。」へ改める。理由は、反社への回収委託は重大なリスクを生む。
- エ．記載を「安全確保と法令遵守を優先し、通常の回収担当者だけで抱え込まず、社内専門部署・警察・弁護士等との連携を検討する。」へ改める。理由は、反社対応では利益供与や不適切な関係を避け、組織的・法的な対応を行う必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「回収額を増やすため反社会的勢力へ回収を再委託する。」は不適切である。反社への回収委託は重大なリスクを生む。
- イ：この選択肢の結論「相手が反社会的勢力なら違法な取立ても許される。」は不適切である。相手属性にかかわらず違法な取立ては許されない。
- ウ：この選択肢の結論「社内記録を残さず担当者だけで対応する。」は不適切である。組織的管理と記録が必要である。
- エ：結論と根拠がともに適切である。反社対応では利益供与や不適切な関係を避け、組織的・法的な対応を行う必要がある。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。反社対応では利益供与や不適切な関係を避け、組織的・法的な対応を行う必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0133

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：標準

犯罪収益移転防止法の検討で、担当者Aは「特定事業者として取引時確認や記録保存等の義務を負う。」、担当者Bは「貸金業者は同法の対象外である。」と説明した。論点「貸金業者が特定事業者であることを理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「特定事業者として取引時確認や記録保存等の義務を負う。」。根拠は、貸金業者は犯罪収益移転防止法上の特定事業者に含まれる。

イ．結論は「貸金業者は同法の対象外である。」。根拠は、金融機関等の幅広い特定事業者が対象である。

ウ．結論は「同法は銀行だけに適用される。」。根拠は、取引時確認が求められる。

エ．結論は「貸金業者には本人確認をしてはならない義務がある。」。根拠は、同法の対象である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。貸金業者は犯罪収益移転防止法上の特定事業者に含まれる。

イ：この選択肢の結論「貸金業者は同法の対象外である。」は不適切である。同法の対象である。

ウ：この選択肢の結論「同法は銀行だけに適用される。」は不適切である。金融機関等の幅広い特定事業者が対象である。

エ：この選択肢の結論「貸金業者には本人確認をしてはならない義務がある。」は不適切である。取引時確認が求められる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。貸金業者は犯罪収益移転防止法上の特定事業者に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0134

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

内部研修資料には「本人特定事項の確認は禁止される。」との記載があり、別担当者から「顧客の本人特定事項など、法令で定める事項を確認する。」との指摘があった。犯罪収益移転防止法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「顧客の好きな食べ物だけを確認する。」へ改める。理由は、本人確認は同法の中核義務である。

イ．記載を「顧客の本人特定事項など、法令で定める事項を確認する。」へ改める。理由は、犯罪収益移転防止法4条は特定取引時の本人特定事項等の確認を求める。

ウ．記載を「本人特定事項の確認は禁止される。」へ改める。理由は、推測では法定確認にならない。

エ．記載を「担当者が顧客名を推測すれば足りる。」へ改める。理由は、業務と無関係な情報だけでは足りない。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「顧客の好きな食べ物だけを確認する。」は不適切である。業務と無関係な情報だけでは足りない。

イ：結論と根拠がともに適切である。犯罪収益移転防止法4条は特定取引時の本人特定事項等の確認を求める。

ウ：この選択肢の結論「本人特定事項の確認は禁止される。」は不適切である。本人確認は同法の中核義務である。

エ：この選択肢の結論「担当者が顧客名を推測すれば足りる。」は不適切である。推測では法定確認にならない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。犯罪収益移転防止法4条は特定取引時の本人特定事項等の確認を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0135

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

犯罪収益移転防止法について、「法人の実質的支配者に関する事項」と「担当者の家族構成だけ」という2つの見解が示された。学習目標「法人の実質的支配者確認を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「法人の従業員全員の趣味」と判断する。判断根拠：競合株価は本人確認ではない。

イ．「競合会社の株価」と判断する。判断根拠：担当者の家族構成だけでは足りない。

ウ．「法人の実質的支配者に関する事項」と判断する。判断根拠：法人取引では本人特定事項等に加えて実質的支配者の確認が重要となる。

エ．「担当者の家族構成だけ」と判断する。判断根拠：趣味は法定確認事項ではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「法人の従業員全員の趣味」は不適切である。趣味は法定確認事項ではない。

イ：この選択肢の結論「競合会社の株価」は不適切である。競合株価は本人確認ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。法人取引では本人特定事項等に加えて実質的支配者の確認が重要となる。

エ：この選択肢の結論「担当者の家族構成だけ」は不適切である。担当者の家族構成だけでは足りない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。法人取引では本人特定事項等に加えて実質的支配者の確認が重要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0136

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「確認事項」を確認したところ、「顧客の好きな音楽だけ」との処理と「取引を行う目的や職業」との処理が併存していた。犯罪収益移転防止法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「顧客の好きな音楽だけ」と判断する。判断根拠：法定確認事項ではない。

イ．「支持するスポーツチームだけ」と判断する。判断根拠：法令上の確認とは無関係である。

ウ．「休日の過ごし方だけ」と判断する。判断根拠：業務上の確認事項ではない。

エ．「取引を行う目的や職業」と判断する。判断根拠：犯罪収益移転防止法は本人特定事項に加え取引目的・職業等の確認を求める場面を定める。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「顧客の好きな音楽だけ」は不適切である。業務上の確認事項ではない。

イ：この選択肢の結論「支持するスポーツチームだけ」は不適切である。法定確認事項ではない。

ウ：この選択肢の結論「休日の過ごし方だけ」は不適切である。法令上の確認とは無関係である。

エ：結論と根拠がともに適切である。犯罪収益移転防止法は本人特定事項に加え取引目的・職業等の確認を求める場面を定める。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。犯罪収益移転防止法は本人特定事項に加え取引目的・職業等の確認を求める場面を定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0137

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

犯罪収益移転防止法の判断理由をレビューする。資料には「口頭で確認すれば記録作成は禁止される。」と「法令所定の期間、確認記録を保存する義務がある。」の2案がある。論点「確認記録の保存を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「法令所定の期間、確認記録を保存する義務がある。」。根拠は、同法は確認記録を作成し、一定期間保存する義務を特定事業者に課す。

イ．結論は「確認後すぐに必ず廃棄しなければならない。」。根拠は、記録保存が義務である。

ウ．結論は「口頭で確認すれば記録作成は禁止される。」。根拠は、事業者自身に義務がある。

エ．結論は「保存義務は行政機関にだけある。」。根拠は、即時廃棄ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。同法は確認記録を作成し、一定期間保存する義務を特定事業者に課す。

イ：この選択肢の結論「確認後すぐに必ず廃棄しなければならない。」は不適切である。即時廃棄ではない。

ウ：この選択肢の結論「口頭で確認すれば記録作成は禁止される。」は不適切である。記録保存が義務である。

エ：この選択肢の結論「保存義務は行政機関にだけある。」は不適切である。事業者自身に義務がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。同法は確認記録を作成し、一定期間保存する義務を特定事業者に課す。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0138

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

新人研修で「顧客の希望があれば法定記録を必ず破棄する。」との理解が示され、比較案として「取引後はすべての記録を直ちに消去する。」と「取引内容に関する記録を作成し、法令所定の期間保存する。」も提示された。論点「取引記録の保存を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「取引後はすべての記録を直ちに消去する。」へ改める。理由は、記録作成が必要である。

イ．記載を「取引内容に関する記録を作成し、法令所定の期間保存する。」へ改める。理由は、犯罪収益移転防止法は一定の取引記録の作成・保存を求める。

ウ．記載を「高額取引でも記録を作成してはならない。」へ改める。理由は、顧客希望だけで法定保存義務は消えない。

エ．記載を「顧客の希望があれば法定記録を必ず破棄する。」へ改める。理由は、即時消去は義務に反する。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「取引後はすべての記録を直ちに消去する。」は不適切である。即時消去は義務に反する。

イ：結論と根拠がともに適切である。犯罪収益移転防止法は一定の取引記録の作成・保存を求める。

ウ：この選択肢の結論「高額取引でも記録を作成してはならない。」は不適切である。記録作成が必要である。

エ：この選択肢の結論「顧客の希望があれば法定記録を必ず破棄する。」は不適切である。顧客希望だけで法定保存義務は消えない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。犯罪収益移転防止法は一定の取引記録の作成・保存を求める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0139

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

犯罪収益移転防止法の検討で、担当者Aは「法令に基づき、疑わしい取引として行政庁への届出を検討・実施する。」、担当者Bは「顧客に頼まれば必ず届出を隠す。」と説明した。論点「疑わしい取引の届出を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

- ア．結論は「顧客に頼まれば必ず届出を隠す。」。根拠は、貸金業者も対象となる。
- イ．結論は「疑わしい取引の届出制度は貸金業者には存在しない。」。根拠は、一般公開する制度ではない。
- ウ．結論は「法令に基づき、疑わしい取引として行政庁への届出を検討・実施する。」。根拠は、特定事業者には疑わしい取引の届出義務が設けられている。
- エ．結論は「SNSで顧客名を公表する。」。根拠は、顧客の意向だけで法定義務を回避できない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：この選択肢の結論「顧客に頼まれば必ず届出を隠す。」は不適切である。顧客の意向だけで法定義務を回避できない。
 - イ：この選択肢の結論「疑わしい取引の届出制度は貸金業者には存在しない。」は不適切である。貸金業者も対象となる。
 - ウ：結論と根拠がともに適切である。特定事業者には疑わしい取引の届出義務が設けられている。
 - エ：この選択肢の結論「SNSで顧客名を公表する。」は不適切である。一般公開する制度ではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。特定事業者には疑わしい取引の届出義務が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0140

刑事法・反社対応 > 犯罪収益移転防止法 | 難易度：応用

内部研修資料には「疑わしい取引を見つけても記録を残さない。」との記載があり、別担当者から「顧客・取引のリスクを踏まえ、取引時確認、記録保存、疑わしい取引の届出、職員教育等を継続的に行う。」との指摘があった。犯罪収益移転防止法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

- ア．記載を「本人確認を初回だけ形式的に行えば以後の管理は不要である。」へ改める。理由は、疑わしい取引対応は重要である。
- イ．記載を「疑わしい取引を見つけても記録を残さない。」へ改める。理由は、組織的な教育・管理が必要である。
- ウ．記載を「マネロン対策は営業担当者個人の裁量だけに任せる。」へ改める。理由は、継続的なリスク管理が必要である。
- エ．記載を「顧客・取引のリスクを踏まえ、取引時確認、記録保存、疑わしい取引の届出、職員教育等を継続的に行う。」へ改める。理由は、同法は特定事業者に各種措置を求め、組織的な管理態勢が重要となる。

答え・解説

正答：エ

- ア：この選択肢の結論「本人確認を初回だけ形式的に行えば以後の管理は不要である。」は不適切である。継続的なリスク管理が必要である。
 - イ：この選択肢の結論「疑わしい取引を見つけても記録を残さない。」は不適切である。疑わしい取引対応は重要である。
 - ウ：この選択肢の結論「マネロン対策は営業担当者個人の裁量だけに任せる。」は不適切である。組織的な教育・管理が必要である。
 - エ：結論と根拠がともに適切である。同法は特定事業者に各種措置を求め、組織的な管理態勢が重要となる。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。同法は特定事業者に各種措置を求め、組織的な管理態勢が重要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0141

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

刑法・不正アクセス禁止法について、「詐欺罪」と「住居侵入罪だけ」という2つの見解が示された。学習目標「詐欺罪の基本を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「詐欺罪」と判断する。判断根拠：刑法246条は人を欺いて財物を交付させる行為を詐欺罪として処罰する。

イ．「横領罪だけ」と判断する。判断根拠：偽証は宣誓証人の虚偽陳述である。

ウ．「偽証罪」と判断する。判断根拠：設問の中心は欺罔による財物取得である。

エ．「住居侵入罪だけ」と判断する。判断根拠：横領は占有する他人の物の不法領得等を対象とする。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。刑法246条は人を欺いて財物を交付させる行為を詐欺罪として処罰する。

イ：この選択肢の結論「横領罪だけ」は不適切である。横領は占有する他人の物の不法領得等を対象とする。

ウ：この選択肢の結論「偽証罪」は不適切である。偽証は宣誓証人の虚偽陳述である。

エ：この選択肢の結論「住居侵入罪だけ」は不適切である。設問の中心は欺罔による財物取得である。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法246条は人を欺いて財物を交付させる行為を詐欺罪として処罰する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0142

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「未遂」を確認したところ、「財物を受け取っていないので犯罪成立の余地は一切ない。」との処理と「詐欺未遂として処罰対象となり得る。」との処理が併存していた。刑法・不正アクセス禁止法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「財物を受け取っていないので犯罪成立の余地は一切ない。」と判断する。判断根拠：未遂処罰規定がある。

イ．「詐欺未遂として処罰対象となり得る。」と判断する。判断根拠：刑法250条は詐欺罪等の未遂を処罰する。

ウ．「詐欺罪には未遂処罰の規定がない。」と判断する。判断根拠：相手が見破ったことだけで行為が適法になるわけではない。

エ．「相手が見破れば欺罔行為自体が合法になる。」と判断する。判断根拠：既遂に至らなくても未遂が成立し得る。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「財物を受け取っていないので犯罪成立の余地は一切ない。」は不適切である。既遂に至らなくても未遂が成立し得る。

イ：結論と根拠がともに適切である。刑法250条は詐欺罪等の未遂を処罰する。

ウ：この選択肢の結論「詐欺罪には未遂処罰の規定がない。」は不適切である。未遂処罰規定がある。

エ：この選択肢の結論「相手が見破れば欺罔行為自体が合法になる。」は不適切である。相手が見破ったことだけで行為が適法になるわけではない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法250条は詐欺罪等の未遂を処罰する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0143

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

刑法・不正アクセス禁止法の判断理由をレビューする。資料には「実行行為を分担すると犯罪は成立しない。」と「共同正犯として、いずれも正犯となる。」の2案がある。論点「共同正犯を理解する」について最も適切な説明はどれか。

ア．結論は「人数が2人以上なら全員無罪となる。」。根拠は、分担実行でも共同正犯となり得る。

イ．結論は「実行行為を分担すると犯罪は成立しない。」。根拠は、明文規定がある。

ウ．結論は「共同正犯として、いずれも正犯となる。」。根拠は、刑法60条は、2人以上共同して犯罪を実行した者をすべて正犯とする。

エ．結論は「共同正犯という制度は刑法に存在しない。」。根拠は、共同によって責任が消えるわけではない。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「人数が2人以上なら全員無罪となる。」は不適切である。共同によって責任が消えるわけではない。

イ：この選択肢の結論「実行行為を分担すると犯罪は成立しない。」は不適切である。分担実行でも共同正犯となり得る。

ウ：結論と根拠がともに適切である。刑法60条は、2人以上共同して犯罪を実行した者をすべて正犯とする。

エ：この選択肢の結論「共同正犯という制度は刑法に存在しない。」は不適切である。明文規定がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法60条は、2人以上共同して犯罪を実行した者をすべて正犯とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0144

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

新人研修で「民事上の代理人となるだけで刑法上問題にならない。」との理解が示され、比較案として「必ず被害者となる。」と「幫助犯」も提示された。論点「幫助犯を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

ア．記載を「必ず被害者となる。」へ改める。理由は、無関係とはならない。

イ．記載を「犯罪と無関係になる。」へ改める。理由は、刑事責任が問題となる。

ウ．記載を「民事上の代理人となるだけで刑法上問題にならない。」へ改める。理由は、犯罪を容易にする援助は幫助となり得る。

エ．記載を「幫助犯」へ改める。理由は、刑法62条は正犯を幫助した者を従犯として処罰する。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「必ず被害者となる。」は不適切である。犯罪を容易にする援助は幫助となり得る。

イ：この選択肢の結論「犯罪と無関係になる。」は不適切である。無関係とはならない。

ウ：この選択肢の結論「民事上の代理人となるだけで刑法上問題にならない。」は不適切である。刑事責任が問題となる。

エ：結論と根拠がともに適切である。刑法62条は正犯を幫助した者を従犯として処罰する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法62条は正犯を幫助した者を従犯として処罰する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0145

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

刑法・不正アクセス禁止法の検討で、担当者Aは「私文書偽造罪」、担当者Bは「偽証罪だけ」と説明した。論点「私文書偽造を理解する」について、結論と根拠の組合せとして最も適切なものはどれか。

ア．結論は「私文書偽造罪」。根拠は、権利・義務等に関する他人名義の文書を行使目的で無権限作成する行為は私文書偽造罪となり得る。

イ．結論は「偽証罪だけ」。根拠は、設問は文書の名義冒用が中心である。

ウ．結論は「器物損壊罪だけ」。根拠は、刑法上の文書偽造規定がある。

エ．結論は「犯罪は成立し得ない。」。根拠は、偽証は法廷等での宣誓証人の虚偽陳述である。

答え・解説

正答：ア

ア：結論と根拠がともに適切である。権利・義務等に関する他人名義の文書を行使目的で無権限作成する行為は私文書偽造罪となり得る。

イ：この選択肢の結論「偽証罪だけ」は不適切である。偽証は法廷等での宣誓証人の虚偽陳述である。

ウ：この選択肢の結論「器物損壊罪だけ」は不適切である。設問は文書の名義冒用が中心である。

エ：この選択肢の結論「犯罪は成立し得ない。」は不適切である。刑法上の文書偽造規定がある。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。権利・義務等に関する他人名義の文書を行使目的で無権限作成する行為は私文書偽造罪となり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0146

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

内部研修資料には「裁判を傍聴しているだけの者」との記載があり、別担当者から「法律により宣誓した証人」との指摘があった。刑法・不正アクセス禁止法の観点から、記載の是正案として最も適切なものはどれか。

ア．記載を「民事訴訟の原告であれば発言内容にかかわらず必ず偽証罪となる。」へ改める。理由は、傍聴者は証人ではない。

イ．記載を「法律により宣誓した証人」へ改める。理由は、刑法169条は法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をした場合を偽証罪とする。

ウ．記載を「裁判を傍聴しているだけの者」へ改める。理由は、文書を読むだけでは要件を満たさない。

エ．記載を「契約書を読むだけの者」へ改める。理由は、当事者の陳述と証人の偽証は区別される。

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢の結論「民事訴訟の原告であれば発言内容にかかわらず必ず偽証罪となる。」は不適切である。当事者の陳述と証人の偽証は区別される。

イ：結論と根拠がともに適切である。刑法169条は法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をした場合を偽証罪とする。

ウ：この選択肢の結論「裁判を傍聴しているだけの者」は不適切である。傍聴者は証人ではない。

エ：この選択肢の結論「契約書を読むだけの者」は不適切である。文書を読むだけでは要件を満たさない。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法169条は法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をした場合を偽証罪とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0147

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

刑法・不正アクセス禁止法について、「信用毀損罪」と「公務執行妨害罪だけ」という2つの見解が示された。学習目標「信用毀損・業務妨害を理解する」に照らし、結論と判断根拠が最も整合する組合せはどれか。

ア．「横領罪」と判断する。判断根拠：宣誓証言の問題ではない。

イ．「偽証罪」と判断する。判断根拠：公務員の職務執行妨害とは異なる。

ウ．「信用毀損罪」と判断する。判断根拠：刑法233条は虚偽の風説の流布又は偽計により人の信用を毀損する行為を処罰する。

エ．「公務執行妨害罪だけ」と判断する。判断根拠：横領とは異なる。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢の結論「横領罪」は不適切である。横領とは異なる。

イ：この選択肢の結論「偽証罪」は不適切である。宣誓証言の問題ではない。

ウ：結論と根拠がともに適切である。刑法233条は虚偽の風説の流布又は偽計により人の信用を毀損する行為を処罰する。

エ：この選択肢の結論「公務執行妨害罪だけ」は不適切である。公務員の職務執行妨害とは異なる。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法233条は虚偽の風説の流布又は偽計により人の信用を毀損する行為を処罰する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0148

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

貸金業務の内部監査で「横領罪」を確認したところ、「詐欺罪だけ」との処理と「横領罪」との処理が併存していた。刑法・不正アクセス禁止法として最も適切な監査記録はどれか。

ア．「詐欺罪だけ」と判断する。判断根拠：証言犯罪ではない。

イ．「偽証罪」と判断する。判断根拠：コンピュータアクセスの問題ではない。

ウ．「不正アクセス罪だけ」と判断する。判断根拠：欺いて交付させる詐欺とは構造が異なる。

エ．「横領罪」と判断する。判断根拠：刑法252条は自己の占有する他人の物を横領した場合を処罰する。

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢の結論「詐欺罪だけ」は不適切である。欺いて交付させる詐欺とは構造が異なる。

イ：この選択肢の結論「偽証罪」は不適切である。証言犯罪ではない。

ウ：この選択肢の結論「不正アクセス罪だけ」は不適切である。コンピュータアクセスの問題ではない。

エ：結論と根拠がともに適切である。刑法252条は自己の占有する他人の物を横領した場合を処罰する。

総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。刑法252条は自己の占有する他人の物を横領した場合を処罰する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0149

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

刑法・不正アクセス禁止法の判断理由をレビューする。資料には「金銭を盗まなければ同法は絶対に適用されない。」と「不正アクセス禁止法上の不正アクセス行為となり得る。」の2案がある。論点「不正アクセス行為を理解する」について最も適切な説明はどれか。

- ア．結論は「不正アクセス禁止法上の不正アクセス行為となり得る。」。根拠は、他人の識別符号を無断使用してアクセス制御を突破する行為は不正アクセス行為の典型である。
- イ．結論は「本人の許可がなくてもIDを知っていれば常に適法である。」。根拠は、財産取得の有無とは別に不正アクセス自体が禁止される。
- ウ．結論は「金銭を盗まなければ同法は絶対に適用されない。」。根拠は、業務システムも対象となり得る。
- エ．結論は「会社のシステムには同法は適用されない。」。根拠は、IDを知っているだけで権限が生じるわけではない。

答え・解説

正答：ア

- ア：結論と根拠がともに適切である。他人の識別符号を無断使用してアクセス制御を突破する行為は不正アクセス行為の典型である。
- イ：この選択肢の結論「本人の許可がなくてもIDを知っていれば常に適法である。」は不適切である。IDを知っているだけで権限が生じるわけではない。
- ウ：この選択肢の結論「金銭を盗まなければ同法は絶対に適用されない。」は不適切である。財産取得の有無とは別に不正アクセス自体が禁止される。
- エ：この選択肢の結論「会社のシステムには同法は適用されない。」は不適切である。業務システムも対象となり得る。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。他人の識別符号を無断使用してアクセス制御を突破する行為は不正アクセス行為の典型である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01

0150

刑事法・反社対応 > 刑法・不正アクセス禁止法 | 難易度：応用

新人研修で「偽画面を使えば本人が入力しているので必ず適法である。」との理解が示され、比較案として「実際に不正ログインしなければ識別符号の不正取得は常に適法である。」と「不正アクセス禁止法上、他人の識別符号を不正に取得する行為として規制対象となり得る。」も提示された。論点「フィッシング等による識別符号取得規制を理解する」に照らし、最も適切なレビュー結果はどれか。

- ア．記載を「実際に不正ログインしなければ識別符号の不正取得は常に適法である。」へ改める。理由は、識別符号は同法の中核概念である。
- イ．記載を「不正アクセス禁止法上、他人の識別符号を不正に取得する行為として規制対象となり得る。」へ改める。理由は、同法は不正アクセス行為だけでなく、不正アクセス目的での識別符号の不正取得等も禁止する。
- ウ．記載を「ID・パスワードの取得行為は同法と無関係である。」へ改める。理由は、本人の入力を欺いて得ることが適法化されるわけではない。
- エ．記載を「偽画面を使えば本人が入力しているので必ず適法である。」へ改める。理由は、取得段階にも独立した規制がある。

答え・解説

正答：イ

- ア：この選択肢の結論「実際に不正ログインしなければ識別符号の不正取得は常に適法である。」は不適切である。取得段階にも独立した規制がある。
- イ：結論と根拠がともに適切である。同法は不正アクセス行為だけでなく、不正アクセス目的での識別符号の不正取得等も禁止する。
- ウ：この選択肢の結論「ID・パスワードの取得行為は同法と無関係である。」は不適切である。識別符号は同法の中核概念である。
- エ：この選択肢の結論「偽画面を使えば本人が入力しているので必ず適法である。」は不適切である。本人の入力を欺いて得ることが適法化されるわけではない。
- 総合解説：判断では結論だけでなく根拠との整合性を確認することが重要である。同法は不正アクセス行為だけでなく、不正アクセス目的での識別符号の不正取得等も禁止する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-04-01